



環境共生都市 西都

～歴史ある水とみどりのまち～

西都市環境基本計画



はじめに

西都市は、多くの歴史的・文化的資産とともに、豊かな自然環境を有しており、農業の基盤となる水とみどりを保全することは、大変重要なことです。また、この恵まれたかけがえのない環境が、これまで歴史的に育んできた人と自然との共生によって築かれていることを強く認識し、汚すことなく、より良い状態で未来の世代へ継承していかなければなりません。



これまで本市は、平成 14 年に西都市環境基本条例を制定、また翌年には西都市環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

その結果、生活排水対策によって川や池の水質が改善されるなど取り組みの成果は現れているものの、ごみの不法投棄や農地の減少など環境悪化の問題も残されています。また、地球温暖化及び生物多様性などの環境問題はこれまで以上に複雑化・多様化しており、東日本大震災以降のエネルギー対策をはじめとする社会情勢の変化にも、さらに対応していく必要があります。

このような状況を踏まえ、国及び県の環境計画、第四次西都市総合計画との整合を図るとともに、関連計画である環境施策とも連携させ、平成 33 年度を目標年次とし、今後、10 年間で目指す環境の方向性を示す西都市環境基本計画を策定しました。

本計画では、『環境共生都市西都 ～歴史ある水とみどりのまち～』を望ましい環境像として掲げ、人と自然との共生が将来にわたって確保されるまちを目指してまいりますので、市民や事業者の皆さまのなご一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました西都市環境審議会の委員の皆さまをはじめ、ご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 24 年 3 月

西都市長 **橋田和実**

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の役割	1
3	計画の期間	2
4	計画の範囲	2
5	計画の位置づけ	2

第 2 章 本市の環境特性

1	本市の概況	3
2	自然環境	5
3	生活環境	8

第 3 章 計画が目指すもの

1	基本理念	11
2	望ましい環境像	12
3	長期的な目標	14
4	施策の体系	16

第 4 章 施策展開の方針

1	循環を基調とし、環境への負荷が少ないまち	19
(1)	4Rの推進	19
(2)	廃棄物の適正処理の推進	22
(3)	循環型まちづくりへの取り組み	25
(4)	健全な水循環の確保	27
2	地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち	29
(5)	地球温暖化防止対策の推進	29
(6)	省資源・省エネルギー対策などの推進	31
3	多様な生き物が生息し、人と自然とが共生するまち	34
(7)	自然環境の保全	34
(8)	自然とのふれあいの推進	36
(9)	自然と共生する環境づくり	39
4	安心して暮らせる、快適で安全なまち	42
(10)	安心・安全な生活環境の創出	42
(11)	快適な環境の創出	46

5	環境について学び、主体的に行動するまち	50
	(12) 環境学習・環境教育の推進	50
	(13) 環境保全活動の推進	52
第5章 重点的取り組み		
1	水とみどりの環境の保全	55
2	4Rの推進	56
3	環境資源の活用	57
4	環境学習・環境教育の推進	58
第6章 地域別環境配慮		
1	妻地区	59
2	穂北地区	61
3	三納地区	63
4	都於郡地区	64
5	三財地区	65
6	東米良地区	66
第7章 計画の推進に向けて		
1	推進方策	67
2	進行管理の方法	69
資料編		
資料1	西都市環境基本条例	資料-1
資料2	策定の経緯	資料-7
資料3	策定会議委員名簿	資料-8
資料4	市民アンケート	資料-9
資料5	用語解説	資料-17

用語解説について

本文中で「*」がついている語句については、資料編の用語解説で解説しています。ただし、同じ用語が複数回記載されている場合は、最初の用語にのみ「*」をつけています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

西都市（以下、本市とする。）では、平成14年3月に西都市環境基本条例を制定し、平成15年3月には環境基本条例の基本理念に基づいた西都市環境基本計画を策定しました。

その結果として、生活排水*対策によって川や池の水質が改善されるなど、一部の環境については取り組みの成果が現れており、今後も継続した取り組みが必要となります。また、ごみの不法投棄や農地の減少など、環境の悪化が少しずつ進行している問題も残されています。

一方で、地球温暖化*への対応が求められ、生物多様性*について盛んに語られるようになるなど、環境問題はこれまで以上に複雑化・多様化しており、これらの社会情勢の変化にも対応する必要があります。

このような観点から、西都市環境基本計画（以下、「本計画」とする。）は、本市における今後の環境行政の基本となる計画として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに策定するものです。

2 計画の役割

本計画は、次のような役割を果たすことができるように構成されています。

- 1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示します。
- 2) 第四次西都市総合計画などの先行諸計画について、環境の保全及び創造に関する施策の整理・検討を行い、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示します。
- 3) 西都市環境基本条例に定められた市・市民・事業者それぞれの責務に関連する行動例などを示します。
- 4) 環境の保全及び創造に関連する諸施策の実施状況や到達基準を明らかにするなど、環境基本計画の進行管理の体系を示します。

3 計画の期間

目標年度：平成33年度（2021年度）

本計画の対象期間は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間とします。

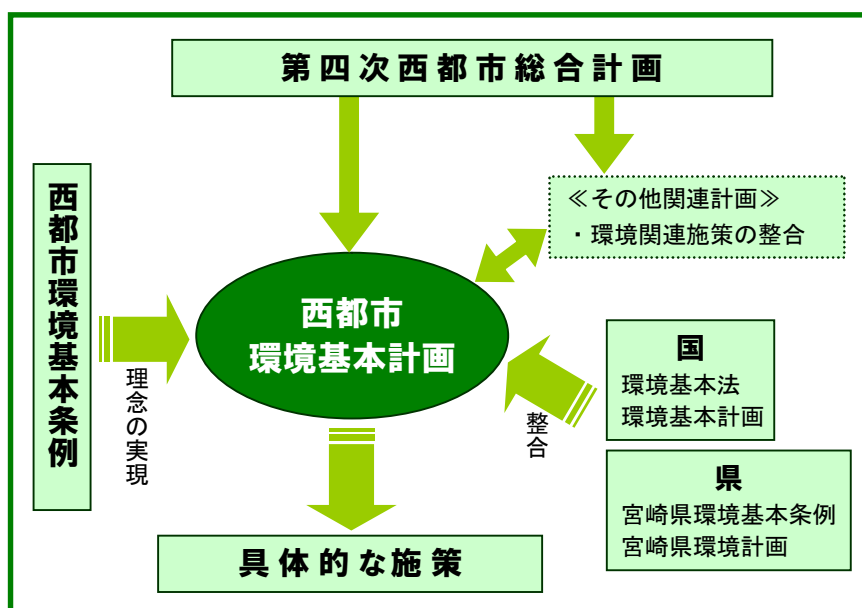
4 計画の範囲

本計画の対象地域は、本市の行政区域全域とします。また、本計画が対象とする環境の範囲は、以下の通りとします。

地球環境	地球温暖化、エネルギーなど
自然環境	生物多様性、動植物、河川、森林、農地、公園など
社会環境	廃棄物、水循環など
生活環境	大気質、水質、土壌、騒音・振動、悪臭など
文化環境	景観、歴史的・文化的資源など

5 計画の位置づけ

本計画は、国の環境基本計画や県の環境計画、第四次西都市総合計画といった上位計画との整合を図るとともに、関連計画の環境関連施策とも連携させることにより、本市の環境の保全と創造に関する施策を推進するための計画として位置づけます。



第2章 本市の環境特性

1 本市の概況

1) 位置・地勢

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、延長は東西が約 26 km、南北が約 36 km、面積は 438.6km²（平成 23 年 4 月 1 日現在）で、県土全体の 5 % 強を占めています。地形は九州山系に属して急峻で、市域の約 77 % が山林となっていますが、一ツ瀬川の下流部では両岸に河岸段丘が発達しており、平坦な段丘面上に市街地や農地が広がっているほか、西都原古墳群などが所在しています。一ツ瀬川と支流の三財川、三納川が西から東へと市内を流下しています。

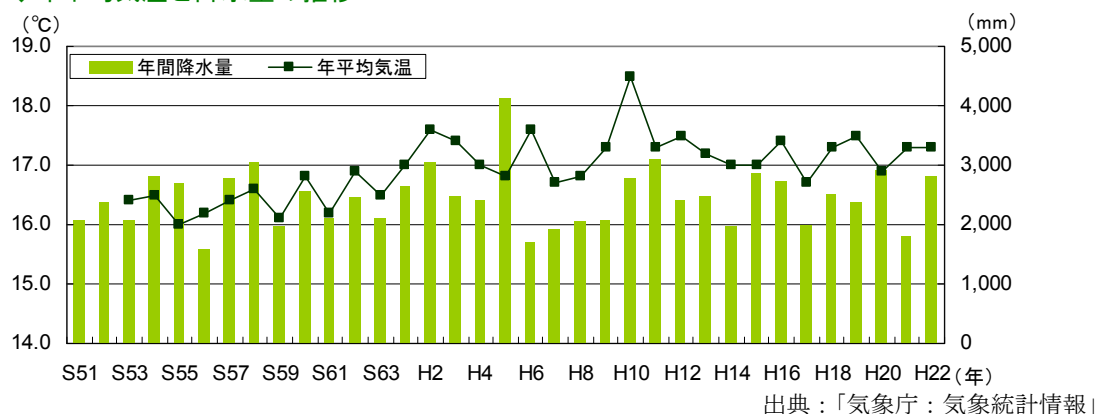
北は東臼杵郡椎葉村、美郷町、東は児湯郡木城町、高鍋町、新富町、南は宮崎市、東諸県郡国富町、西は児湯郡西米良村に接しています。



2) 気 候

気象庁のアメダス観測点「西都」の観測結果によると、平成22年の年平均気温は17.3℃、年間降水量は2,821.5mmとなっています。また、平年値は気温が17.0℃、降水量は年間2,465.2mmとなっており、温暖で雨が多い気候といえます。年平均気温は、昭和53年から平成22年までの間に約1℃上昇しています。

◇年平均気温と降水量の推移

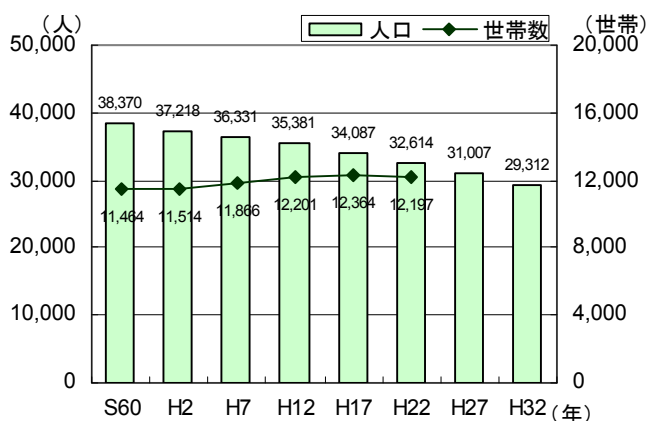


3) 人 口

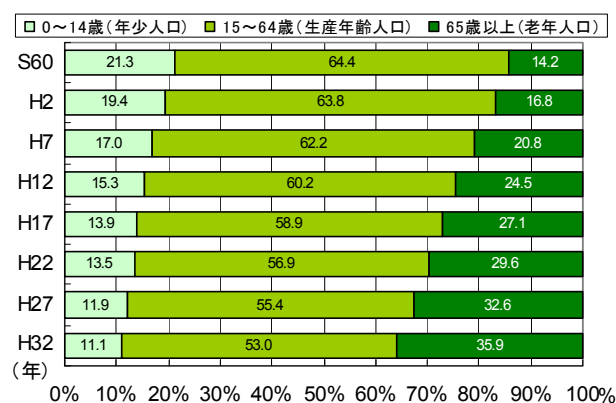
本市の人口は、昭和35年に50,000人を超えたのをピークに減少傾向が続いており、平成22年には32,614人と、ピーク時の3分の2程度まで減っています。今後も減少傾向は続き、平成32年には30,000人を割り込むと推計されています。世帯数は、平成12年度以降、ほぼ横ばいとなっており、平成22年度は12,197世帯で、一世帯あたりの人数は2.67人となっています。

また、人口の年齢構成割合を見ると、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が急増しており、平成22年度の老年人口の割合は29.6%となっています。平成32年には、年少人口の11.1%に対し、老年人口は35.9%となり、さらに少子高齢化が進行すると予測されています。

◇人口と世帯数の推移 (H27年以降は推計)



◇年齢構成割合の推移 (H27年以降は推計)



出典：「国勢調査 (S60~H22年)」 「第四次西都市総合計画 (H27,32年)」

2 自然環境

1) 植 物

本市域では、特定植物群落*として6箇所が選定されているほか、植物の天然記念物として国・県・市を合わせて5件、県の緑地環境保全地域*に1箇所が指定されています。特定植物群落のうち、“掃部岳周辺の原生林”の一部(444ha)は、植物群落保護林にも指定されています。

宮崎県版レッドデータブック* (2010年度版)によると、掲載されている植物種773種(無維管束植物は一部を除き宮崎県内での評価が定まっていないため除く)のうち、141種が本市域に生育していると考えられており、中でも、絶滅の危険性が高い種(絶滅危惧Ⅰ類)が130種と多くの割合を占めています。2000年度版のレッドデータブックと比較すると、県内の絶滅の危機が増大している種が急増しています。また、ニホンジカやニホンザルが里山に生息するようになり、その食害が多く発生しています。

◇宮崎県版レッドデータブック掲載の本市に生育すると考えられる植物種

カテゴリー区分	条 件	種数
絶 滅	宮崎県ではすでに絶滅したと考えられるもの。	1 (45)
野生絶滅	宮崎県において、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの。	1 (4)
絶 Ⅰ 滅 類 危 惧	絶滅危惧ⅠA類 宮崎県において、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	111 (398)
	絶滅危惧ⅠB類 宮崎県において、絶滅危惧種ⅠA類ほどではないものの、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	19 (105)
絶滅危惧Ⅱ類	宮崎県において、絶滅の危機が増大しているもの。	4 (106)
準絶滅危惧	宮崎県において、種の存続への圧迫が強まっているもの。	4 (86)
情報不足	宮崎県において、ランクを判定するに足る情報が不足しているもの。	0 (18)
その他保護上重要な種	宮崎県内または県内の地域レベルで、種の重要性が高いもの。	1 (11)
合 計		141 (773)

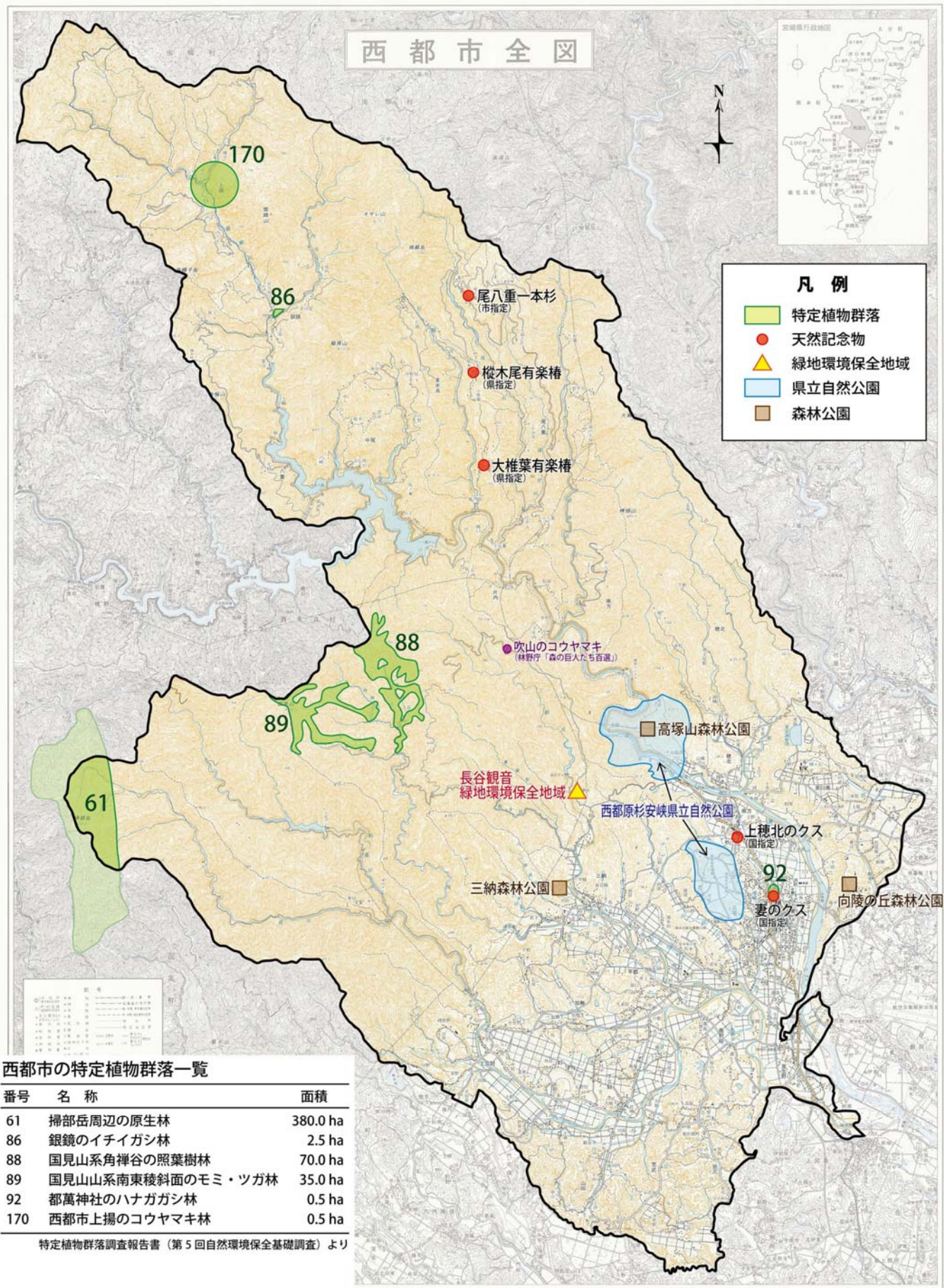
「西都市」「県央」「県内各地」に分布すると記載されている種数を数えた。

無維管束植物を除く。

()内は宮崎県版レッドデータブック掲載の全種数。

出典：「宮崎県の保護上重要な野生生物 改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010年度版」

◇特定植物群落・天然記念物などの位置



2) 動物

宮崎県版レッドデータブック（2010年度版）に掲載されている動物種は607種で、ニホンカモシカ（哺乳類）、メダカ（魚類）、クサガメ（は虫類）など、63種が本市に生息していると考えられています。このうち、14種が絶滅の危険性が高い（絶滅危惧Ⅰ類）とされています。

◇宮崎県版レッドデータブック掲載の本市に生息すると考えられる動物種

カテゴリー区分	条 件	動物 合計	種 数						
			哺乳類	鳥類	両生類・ は虫類	魚類	昆虫類	甲殻類	貝類
絶 滅	宮崎県ではすでに絶滅したと考えられるもの。	0 (4)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
野生絶滅	宮崎県において、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの。	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
絶 Ⅰ 滅 類 危 惧	絶滅危惧ⅠA類	8 (57)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	5 (13)	0 (9)	3 (31)
	絶滅危惧ⅠB類	6 (61)	0 (3)	2 (7)	1 (3)	0 (0)	3 (21)	0 (5)	0 (22)
絶滅危惧Ⅱ類	宮崎県において、絶滅の危機が増大しているもの。	19 (96)	1 (5)	7 (17)	2 (3)	1 (7)	8 (37)	0 (6)	0 (21)
準絶滅危惧	宮崎県において、種の存続への圧迫が強まっているもの。	20 (273)	1 (5)	12 (27)	2 (3)	3 (12)	0 (199)	0 (10)	2 (17)
情報不足	宮崎県において、ランクを判定するに足る情報が不足しているもの。	7 (92)	0 (3)	1 (8)	5 (7)	1 (2)	0 (52)	0 (5)	0 (15)
その他保護上重要な種	宮崎県内または県内の地域レベルで、種の重要性が高いもの。	3 (24)	2 (3)	1 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (5)	0 (9)
合 計		63 (607)	4 (21)	23 (63)	10 (18)	5 (25)	16 (325)	0 (40)	5 (115)

「西都市」「県央」「県内各地」に分布すると記載されている種数を数えた。

()内は宮崎県版レッドデータブック掲載の全種数。

出典：「宮崎県の保護上重要な野生生物 改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010年度版」

3) 外来種*

宮崎県内で生息・生育が確認されている主な特定外来生物として、動物ではオオクチバス、ブルーギル（魚類）、ソウシチョウ（鳥類）、ウシガエル（両生類）、ハイイログケグモ（昆虫類）などが、植物ではオオキンケイギク、オオフサモ、ボタンウキクサなどが挙げられます。今後は、県内ではこれまで確認されていないものの、全国的に定着し、被害が確認されているアライグマやハクビシン、ヌートリアなどの哺乳類の侵入が予想されます。

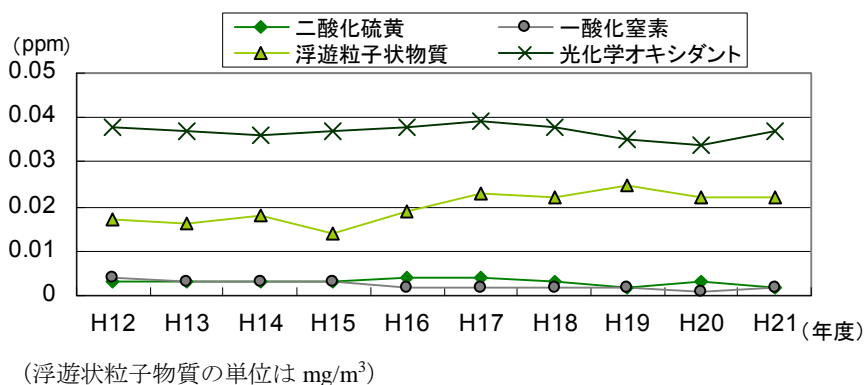
また、要注意外来生物としては、ミシシippアカミミガメやオオバアメリカアサガオなどの繁殖が拡大し、生態系に影響を及ぼす恐れが指摘されています。

3 生活環境

1) 大気環境

大気汚染物質濃度の値は、児湯郡高鍋町の健康づくりセンターの測定値によると、平成21年度には、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化窒素（NO）及び浮遊粒子状物質（SPM）については環境基準を達成していますが、光化学オキシダント（Ox）は環境基準を達成できていません。

◇大気汚染物質濃度（年平均値）の推移



出典：「そらまめ君（大気汚染情報）」

2) 水環境

本市では、一ツ瀬川をはじめ、桜川、鳥子川、三財川、三納川などの複数の地点で毎年河川の水質検査を行っています。平成22年度の検査結果から、代表的な指標である BOD*（生物化学的酸素要求量）を見ると、鳥子川の稚児ヶ池①地点で 12.0 mg/L と突出して高くなっています。それ以外の地点は 2.0 mg/L 未満となっており、多くの地点では 0.5 mg/L 未満と低く、清らかな水であることを示しています。

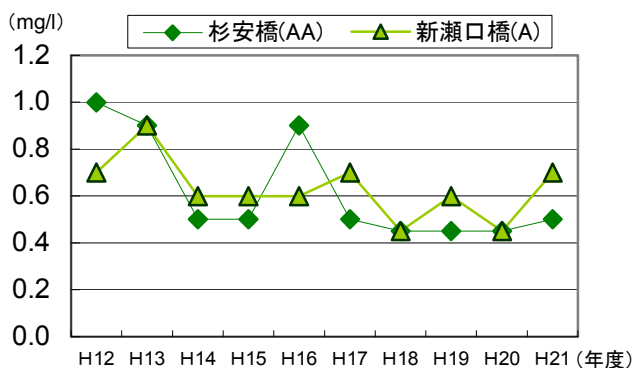
また、宮崎県が一ツ瀬川と三財川で行っている水質測定結果では、過去10年間の全ての地点で環境基準を達成しています。

◇河川水質検査結果（平成22年度）

河川名	地点名	BOD(mg/L)
一ツ瀬川	杉安堰	0.5未満
	穂北橋	0.5未満
	千田潜水橋	0.5未満
	新瀬口橋	1.3
	金丸堰	0.5未満
桜川	御陵参拝道路橋	1.3
	上妻橋	0.8
	第一平田橋	0.5未満
	白馬橋	0.5未満
	桜川河口	0.5
鳥子川	稚児ヶ池①	12.0
	稚児ヶ池②	0.5未満
	稚児ヶ池流出口	0.5未満
	聖陵橋	0.5未満
	公園通橋	0.8
	鳥子橋	0.5未満
山路川	朝喰橋	0.5未満
三財川	吐合橋	0.5未満
	囲橋	0.5未満
	岩崎橋	0.5未満
	霧島橋	0.5未満
	受関橋	1.4
三納川	吐合橋	0.6
	平郡橋	0.6
宮田川	原無田橋	1.8
下村川	県道福王寺佐土原線下	0.5未満

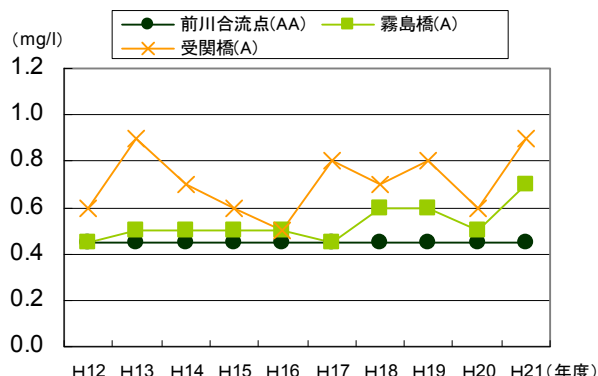
資料：生活環境課

◇一ツ瀬川の水質（BOD75 %値）の推移



(環境基準値 AA:1.0mg/l 以下, A:2.0mg/l 以下)

◇三財川の水質（BOD75 %値）の推移



出典：「宮崎県環境白書」

3) 一ツ瀬川水系の濁水問題

一ツ瀬川では、一ツ瀬ダムの建設以降、濁水の長期化が起っています。平成16年～18年には3年続けて年間100日を超える濁水が発生するなど、平成5年頃から濁水日数が急増しています。特に、平成17年は翌年の4月末まで連続で240日間も濁水が続きました。

濁水が長期化する原因としては、上流部の山林が荒廃し、「乱雑層」と呼ばれる粘土質の細かくて沈みにくい土が、大雨の際に大量に流出することや、一ツ瀬ダムの貯水量が大きく、ダムに流れ込んだ濁水を貯め込んでしまうことなどが考えられています。

現在、本市を含む流域市町村や宮崎県、学識経験者、九州電力のメンバーで構成する「一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会」を設立し、上流部での植林やダムの選択取水、放流設備の新設などの取り組みを進めるとともに、PDCA サイクル*によって継続的に評価・改善を行い、濁水の軽減へ向けた対策を行っています。



一ツ瀬ダム



杉安ダム

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「西都市環境基本条例」は、平成14年3月に制定されました。本条例では、環境の保全について、豊かな自然、古代から受け継がれている文化遺産などの本市の特性を踏まえた基本理念が定められています。

この基本理念を実現するため、本市における環境の保全に関する長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を「西都市環境基本計画」として策定します。

西都市環境基本条例の理念

環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人の自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 望ましい環境像

本市は、市域の約77%を占める森林に抱かれ、豊かな水と緑に育まれながら、古来の歴史を伝え、この健全な自然環境のもと、農林業を基幹産業として発展してきました。

しかし、交通機関・情報機器の整備により世界との距離が縮まる一方で、地球温暖化による生物多様性の危機などの地球規模の環境問題が生じており、適切な対応が求められています。また、河川や池沼の水の汚染、廃棄物の増加など、これまでの環境問題についても継続した取り組みが必要です。

市、市民及び事業者が一体となり、本市の環境の保全や創造に取り組むためには、目指すべき本市の将来の環境イメージ像を描き、共有することが重要です。そこで、本計画では「西都市環境基本条例」の基本理念及び本市の歴史背景を考慮し、次世代に向けた本市の望ましい環境像を設定します。

環境共生都市西都

～歴史ある水とみどりのまち～



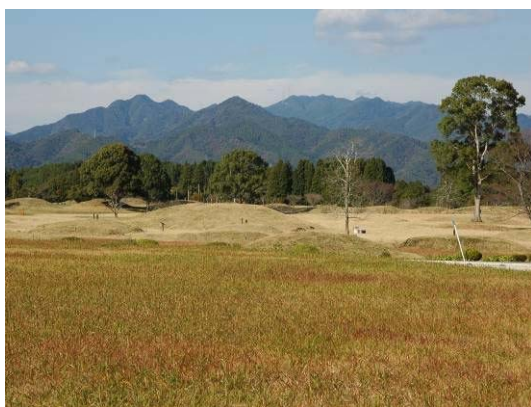
吹山のコウヤマキ

本市は、多くの歴史的・文化的資産とともに、豊かな自然環境を有しています。第四次西都市総合計画の目標像は、『元気な日本のふるさと“西都”～未来へと勇躍する「食」創生都市をめざして～』となっており、農業の基盤となる水とみどりを保全することは大変重要なことです。また、この恵まれたかけがえのない環境が、これまで歴史的に育んできた人と自然との共生によって築かれていることを強く認識し、汚すことなく、より良い状態で未来の世代へ継承していかなければなりません。

近年のごみ問題や地球環境問題は、すべての人が原因者となりうる問題です。私たちの暮らす本市の良好な環境を保持していくために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割のもとに一体となり、共に取り組んでいく必要があります。

私たちが、そして、次世代が、健康で快適な暮らしを続けるためには、「環境」の価値を市、市民及び事業者が共有し、環境に配慮して行動する必要があります。

本計画では、本市の環境を良好な状態で保全し、伝えていくために、「環境共生都市 西都 ～歴史ある水とみどりのまち～」を望ましい環境像として掲げ、人と自然との共生が将来にわたっても確保されるまちを目指します。



西都原古墳群



都萬神社



伊東マンショ像（都於郡城跡）



環境フェスタ

3 長期的な目標

「望ましい環境像」を実現するために、次の5つを「長期的な目標」として設定します。

1 循環を基調とし、環境への負荷が少ないまち

資源や水の循環を健全な状態に保ち、環境への負荷ができる限り少ないまちを目指します。

この目標を達成するために、次の4つの施策の方向を設定します。

- (1) 4Rの推進
- (2) 廃棄物の適正処理の推進
- (3) 循環型まちづくりへの取り組み
- (4) 健全な水循環の確保

2 地球規模で考え、低炭素社会*を実現するまち

地球環境の保全は、本市における取り組みだけでは解決できない課題ではありますが、私たち一人ひとりの行動の積み重ねが地球環境にもつながっていることを認識し、日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガスの排出が少ないまちを目指します。

この目標を達成するために、次の2つの施策の方向を設定します。

- (5) 地球温暖化防止対策の推進
- (6) 省資源・省エネルギー対策などの推進

3 多様な生き物が生息し、人と自然とが共生するまち

本市の豊かな自然を保全し、野生生物の保全、自然とのふれあいの場の確保などを通じて、人と自然とが共生するまちを目指します。

この目標を達成するために、次の3つの施策の方向を設定します。

- (7) 自然環境の保全
- (8) 自然とのふれあいの推進
- (9) 自然と共生する環境づくり

4 安心して暮らせる、快適で安全なまち

私たちの周りの大気や水などを健全な状態に保つとともに、まちなみや景観にも配慮し、快適で安全なまちを目指します。

この目標を達成するために、次の2つの施策の方向を設定します。

- (10) 安心・安全な生活環境の創出
- (11) 快適な環境の創出

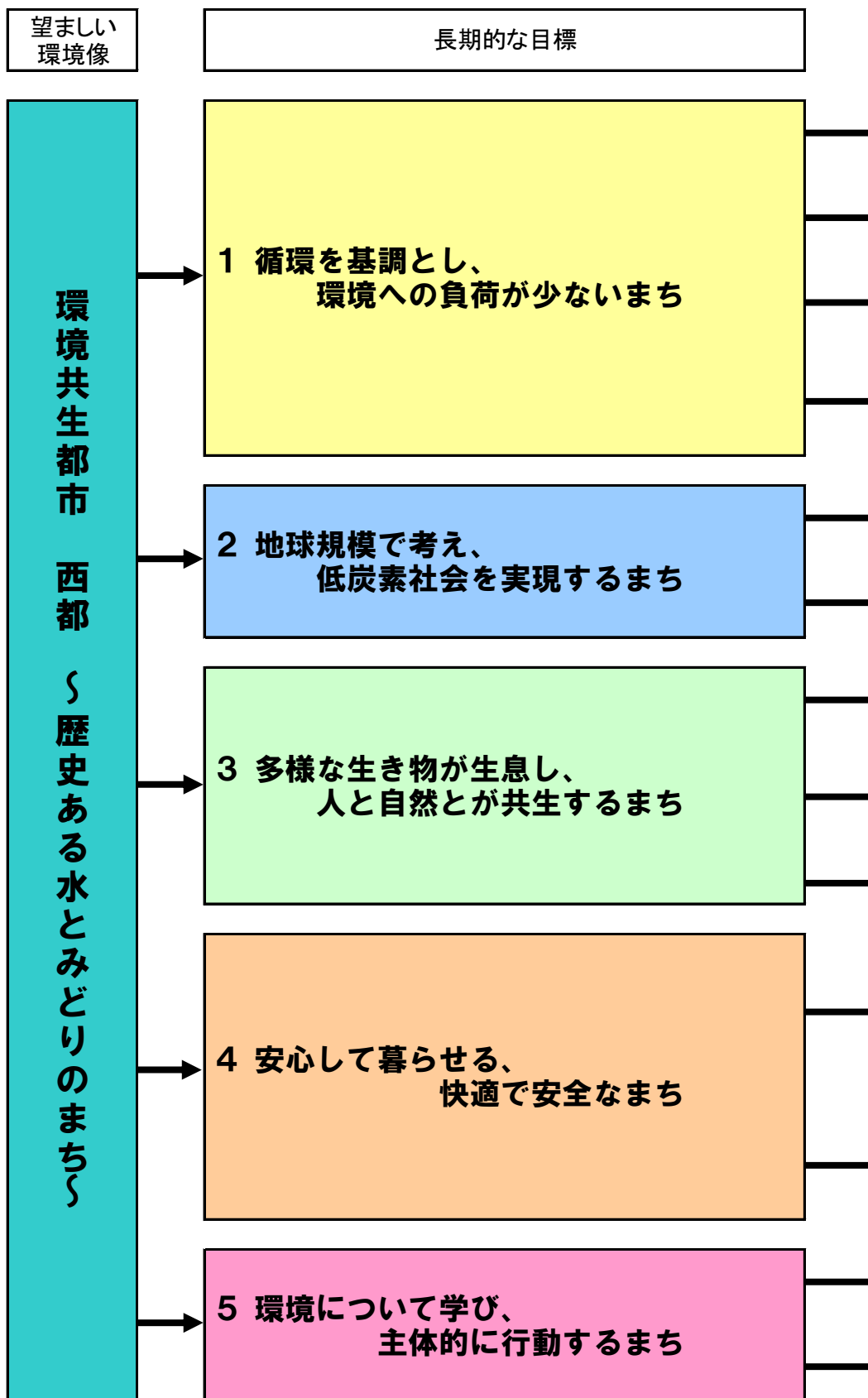
5 環境について学び、主体的に行動するまち

上記の長期的な目標（1～4）を実現するために、私たち一人ひとりが環境について学び、環境との関わりについて理解した上で主体的に行動できるまちを目指します。

この目標を達成するために、次の2つの施策の方向を設定します。

- (12) 環境学習・環境教育の推進
- (13) 環境保全活動の推進

4 施策の体系





第4章 施策展開の方針

1 循環を基調とし、環境への負荷が少ないまち

(1) 4Rの推進

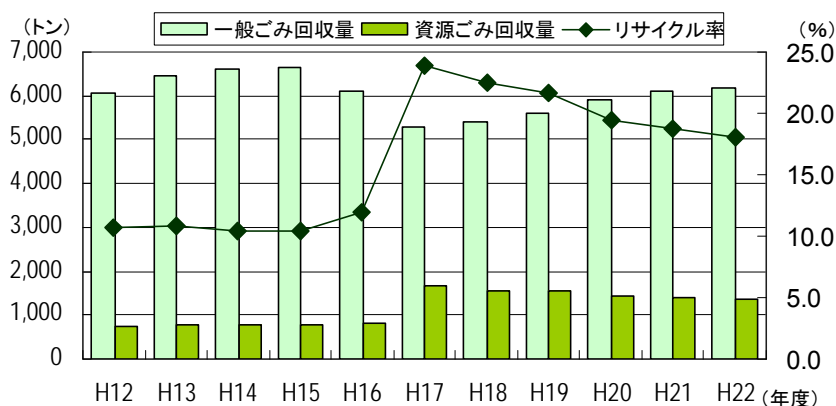
1) 現状と課題

本市では、「宮崎県ごみ処理広域化計画」などに基づき、資源循環型システムづくりを進めています。平成17年度には、本市内に「西都児湯クリーンセンター」、宮崎市内に「エコクリーンプラザみやざき」がそれぞれ稼動し、ペットボトルや容器包装プラスチックなどの資源回収が始まりました。

本市の一般ごみ回収量は、平成17年度に大幅に減少し、回収量が5,305トン、市民1人1日あたりの排出量は426グラムとなりましたが、その後増加傾向にあります。平成22年度の一般ごみ回収量は6,189トンで、平成16年以前の水準にほぼ戻っており、市民1人1日あたりの排出量も520グラムに増加しています。

また、資源ごみ回収量及びリサイクル率は、平成17年度に急増し、資源ごみ回収量が前年のほぼ2倍となる1,668トン、リサイクル率が23.9%となりましたが、以降は年々減少しています。平成22年度の資源ごみ回収量は1,371トンで、リサイクル率は18.1%となっています。

◇一般ごみ・資源ごみ回収量とリサイクル率の推移



資料：生活環境課

資源循環型のシステムを実現するためには、市、市民及び事業者が一体となり、ごみの「発生抑制 (= Reduce)」、「再使用 (= Reuse)」、「再生利用 (= Recycle)」の“3R”に、ごみの原因となるものをもらわないという「拒絶 (= Refuse または Reject)」を加えた“4R”を推進する必要があります。一度は減少した一般ごみ回収量が増加し、逆に増加した資源ごみ回収量が減少していることから、継続的に4Rの啓発を行う必要があります。

2) 施策の方針

◆廃棄物の排出抑制の推進

個別施策	対応策	所管課
廃棄物の排出抑制	買い物袋の持参や簡易包装の普及など、包装容器などの減量化について販売事業者と市民との協力推進を図ります。	生活環境課
	有料でのごみ収集を継続して実施します。	
	市の広報や環境イベントなどを通じ、市民への4R推進の意識啓発を行います。	
再使用の促進	西都児湯クリーンセンターと連携して環境学習施設を活用し、リサイクルを推進します。	生活環境課
	リサイクルバザーやフリーマーケットなどの実施を促進します。	

◆リサイクルの推進

個別施策	対応策	所管課
循環資源のリサイクルの推進	市民に分かりやすく合理的な分別排出ルールについて、引き続き啓発していきます。	生活環境課 上下水道課 農林振興課 教育総務課
	生ごみ処理機の購入に対する補助を引き続き実施し、自家処理のさらなる促進を図ります。	
	各家庭において生ごみ処理機で作られた肥料について、家庭菜園や学校の花壇、公共施設などでの利用を進めます。	
	下水処理において発生する汚泥を回収し、田畑の肥料などとしての有効利用を図ります。	
	下水処理において発生する消化ガス*を回収し、下水処理施設のボイラーの燃料などとしての有効利用を図ります。	
	農業用廃プラスチックの回収を引き続き実施し、リサイクルを推進します。	
	農業用廃プラスチックを削減するため、生分解性マルチへの転換を推進します。	
	食品トレーや牛乳パックの店頭回収など、販売事業者への啓発を行います。	
リサイクル製品の積極的な利用	コピー用紙・トイレトペーパーなどはリサイクル品を利用するなど、市の事務・事業活動においてリサイクル製品を率先して利用します。	生活環境課 総務課 財政課 教育総務課
	市民・事業者に対して、リサイクル製品を積極的に利用するように啓発します。	

3) 平成33年度までの目標

指標	実績	目標
市民1人が1日に出す一般廃棄物*排出量	520 g	518 g
一般廃棄物の資源化率	18.1 %	24 %

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・過剰包装を断りましょう。
- ・買い物時にはマイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにしましょう。
- ・使い捨て製品の購入や使用をできるだけ控え、リサイクル可能な製品を選びましょう。
- ・リサイクルバザーやフリーマーケットを利用し、資源の再使用を心がけましょう。
- ・生ごみ処理機によるたい肥化を進めましょう。
- ・食品トレーや牛乳パックなどは、店頭回収に出しましょう。
- ・トイレットペーパーなどを購入する際には、リサイクル製品を積極的に選びましょう。
- ・リターナブルびん*が使用されている商品を選びましょう。

【事業者】

- ・包装紙や梱包材は必要最低限にし、ごみの減量化に努めましょう。
- ・使い捨て製品はできる限り製造や販売、使用しないように努めましょう。
- ・産業廃棄物の発生量の抑制に努めましょう。
- ・フリーマーケットなどの実施や協力・支援に努めましょう。
- ・農業用廃プラスチックは資源回収に出しましょう。
- ・食品トレーや牛乳パックなどの店頭回収に努めましょう。
- ・指定副産物*などのリサイクルに努めましょう。
- ・事業所における資源化を推進するための体制を整備しましょう。
- ・再生資源を利用した製品や材料を選び、使用しましょう。
- ・再生資源を利用した製品や材料の製造や販売を推進しましょう。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

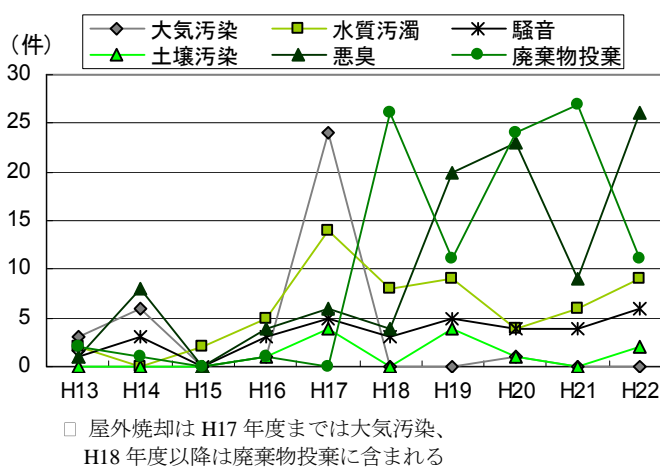
1) 現状と課題

市内の一般廃棄物は、「西都児湯クリーンセンター」に集められ、再利用可能なもの、燃やせるもの、燃やせないものを選別されます。その後、再利用可能なものは再商品化事業者に運ばれてリサイクル処理、可燃ごみは「エコクリーンプラザみやざき」に運ばれ焼却処理、不燃物はセンター内の管理型最終処分場に運ばれ、適正に処分されています。

不法投棄は、まちの美観を損ねるだけでなく、廃棄物が適正に処理されないことになり、本来リサイクルされるべきものがリサイクルされず、場合によっては有害物質が放出・流出するおそれもあるため、早急な対策が必要です。市民を対象としたアンケート調査においても、「不法投棄やごみのポイ捨て」への関心が非常に高くなっています。

また、依然として屋外焼却が行われているケースがみられ、市への苦情件数も多くなっています。屋外焼却は法律で禁止されており、より一層の啓発が必要です。

◇苦情件数の推移



資料：生活環境課



環境フェスタ（会場内）

2) 施策の方針

◆廃棄物の適正処理

個別施策	対応策	所管課
一般廃棄物の適正処理	県央グループ 10 市町村による可燃ごみ焼却施設を引き続き活用します。	生活環境課
	西都児湯環境整備事務組合による中継施設、リサイクルプラザ、最終処分場での適正処理を行います。	
農業廃棄物の適正処理	農業廃棄物のマニフェスト（廃棄物管理伝票）制度を引き続き推進するとともに、デポジット制度（預かり金上乘せ払戻制度）の普及を図ります。	農林振興課
	農業用プラスチック容器類の処理を引き続き行います。	
	家畜排せつ物の処理施設の効率的運用及び処理技術の向上を図ります。	

◆不法投棄や屋外焼却などの防止

個別施策	対応策	所管課
不法投棄対策	不法投棄の原因者の特定を行い、原因者に対し適切な指導を行います。悪質なものに対しては、法的対応も含めて適切に対処します。	生活環境課
	クリーンキーパーや地域ボランティアによる不法投棄監視を強化します。	
	クリーン作戦を定期的に展開するとともに、ボランティアによるクリーン活動に対する支援を行います。	
	猟友会などと連携した不法投棄の監視を引き続き実施します。	
屋外焼却の防止	屋外焼却の防止について、啓発を図ります。	生活環境課

3) 平成 33 年度までの目標

指標	実績	目標
市民 1 人が 1 日に出す一般廃棄物排出量 (再掲)	520 g	518 g
家畜排せつ物の不適切処理戸数	0 戸	0 戸

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・ごみの分別は正しく行いましょう。
- ・廃棄時に処理が困難なものを購入・使用しないようにしましょう。
- ・不法投棄は絶対にやめましょう。
- ・市や地域などによるクリーン作戦に積極的に参加しましょう。
- ・近隣の迷惑となる屋外焼却はやめましょう。

【事業者】

- ・廃棄時に処理が困難となるものを製造・販売・使用しないようにしましょう。
- ・製品には分別や資源化の区分などの廃棄方法を明記しましょう。
- ・産業廃棄物や農業廃棄物はマニフェスト（廃棄物管理伝票）を利用し、適切に処理しましょう。
- ・畜産排せつ物は適正に処理しましょう。
- ・農業用廃プラスチックの適正処理やリサイクルに取り組みましょう。
- ・不法投棄は絶対にやめましょう。
- ・市や地域などによるクリーン作戦に積極的に参加・協力しましょう。



クリーン作戦

(3) 循環型まちづくりへの取り組み

1) 現状と課題

本市は農畜産業の盛んな地域であり、堆きゅう肥の生産量は平成22年度には約1万トン（乾燥重量）となっています。しかし、耕種農家が必要とする堆きゅう肥の品質が確保できていないなどの問題により、地域内循環は実現できていません。今後は、策定予定の「西都市バイオマス*活用推進計画」などにに基づき、良質な堆きゅう肥の生産を目指し、循環型の農畜産業を推進していきます。

循環型まちづくりを目指すためには、他にも森林施業や公共事業、市民の日常生活、事業者の事業活動など、市全体の活動において意識改革が求められます。

2) 施策の方針

◆循環を基調とした産業の推進

個別施策	対応策	所管課
堆きゅう肥の生産と利用の促進	良質な堆きゅう肥の生産技術の向上を進め、耕種部門への安定供給を図ります。	農林振興課
	家畜排せつ物などを利用した堆きゅう肥の施用による土づくりを推進します。	
林業資源の循環利用の促進	計画的な造林・間伐などによる適切な森林の管理、伐採跡地への再造林などにより、林業資源の循環利用を促進します。	農林振興課
環境への負荷の少ない公共事業や事業活動の推進	公共事業などにおける建設廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用の向上を図ります。	建設課 農林振興課 生活環境課
	建設事業者に対し、環境負荷の少ない原材料の使用、環境保全に配慮した工事の実施、指定副産物などのリサイクルの促進、廃棄物の適正処理などの指導を行います。	
	販売事業者に対し、環境負荷の少ない製品などの製造・販売、過剰包装の削減や資源回収の実施、周辺環境に配慮した店舗づくりなどについて推進を呼びかけます。	

◆意識改革の推進

個別施策	対応策	所管課
市の率先行動の推進	市の事務・事業活動に関して環境配慮に関する指針を策定し、取り組みを進めます。	生活環境課 財政課 (指針推進は各課)
	環境への負荷を考えたグリーン購入*を推進します。	

市民・事業者の意識改革（4R）の推進	ごみになるものを買わない、無駄な買い物をしない、詰め替え商品や再生品（リサイクル品）を購入するなど、市民の消費に対する意識改革を推進します。	生活環境課 商工観光課
	市の広報、ごみ分別説明会などを通じて啓発を行い、市民・事業者との連携強化を図ります。	
	リサイクル意識啓発の場として、リサイクルプラザの活用を図ります。	

3) 平成 33 年度までの目標

指 標	実 績	目 標
堆きゅう肥年間消費量	約 1 万 t (乾燥重量)	※

※バイオマス活用推進計画（策定予定）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市 民】

- ・家庭から出た生ごみは、生ごみ処理機などによりたい肥化し、庭木への施肥や家庭菜園などに活用しましょう。

【事業者】

- ・良質な堆きゅう肥の生産技術の向上に努めましょう。
- ・家畜排せつ物などを利用した堆きゅう肥を利用しましょう。
- ・適切な森林の管理や、伐採跡地への再造林に努めましょう。
- ・環境負荷の少ない原材料の使用や製品の販売に努めましょう。
- ・事業活動における環境報告書の作成などに努めましょう。
- ・事業所から出たせん定材などはたい肥化し、敷地内の樹木の施肥などに活用しましょう。

(4) 健全な水循環の確保

1) 現状と課題

地表面に降った雨は、地中に浸透し、浄化・保水されます。しかし、森林の荒廃による機能低下や都市化などによって、水源かん養機能*をはじめとする健全な水循環が損なわれつつあります。

健全な水循環を保つため、適切な森林整備によって水源かん養機能を維持する必要があります。また、市・市民・事業者は、節水や水の有効利用に努めるなど、適正な水の利用を進める必要があります。

2) 施策の方針

◆水源かん養機能の確保

個別施策	対応策	所管課
水源かん養機能の高い森林の保全・整備	「西都市森林整備計画」などの森林整備計画への取り組みを進めます。	農林振興課
	長伐期施業や複層林施業、適切な保安林の指定などにより、健全な水源かん養機能を維持できる森林の整備を図ります。	

◆地下水の水質保全

個別施策	対応策	所管課
地下水の水質調査の実施	地下水の水質調査を実施します。	生活環境課

◆適正な水の利用の促進

個別施策	対応策	所管課
水の合理的利用の促進	市の事務・事業活動における節水などを促進します。	上下水道課 (各事務・事業活動については各課)
	市民・事業者に対する節水などの啓発を行います。	
水の循環使用の推進	公共施設における雨水利用施設の導入を検討します。	上下水道課 (各公共施設については各課)
	下水処理施設をはじめとする公共施設において、下水処理水の有効利用に努めます。	
	市民・事業者に対する水の循環使用の啓発を図ります。	

3) 平成33年度までの目標

指標	実績	目標
水土保全林*面積	7,309 ha	※
天然林面積	5,882 ha	※

※森林整備計画（H24年度策定予定）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・水源かん養機能をはじめとする森林の機能を理解し、森林の保全に協力しましょう。
- ・節水に心がけましょう。
- ・雨水の地下浸透を進めましょう。

【事業者】

- ・水源かん養機能をはじめとする森林の機能を理解し、森林の保全に協力・支援しましょう。
- ・節水に心がけましょう。
- ・雨水の有効利用など、水の循環使用に努めましょう。
- ・雨水の地下浸透を進めましょう。



銀鏡川

2 地球規模で考え、低炭素社会を実現するまち

(5) 地球温暖化防止対策の推進

1) 現状と課題

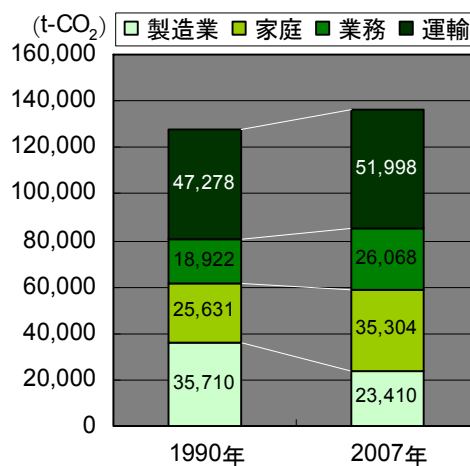
地球温暖化をはじめとする地球環境問題の多くは、大量生産・大量消費そして大量廃棄という、これまでの私たちの日常生活のスタイルや経済活動と深く関わっています。地球環境問題の解決には、市・市民・事業者が、それぞれの立場に応じて地球規模で考えた上で、身近な環境問題から自主的かつ積極的に取り組む必要があります。

本市の二酸化炭素（CO₂）排出量は、平成19年度（2007年度）で約13万7千トンとなっており、平成2年度（1990年度）と比較して約7%の増加となっています。部門別にみると、運輸部門が約4割と最も多く、次いで家庭部門が多くなっています。鉄道や船舶交通のない本市では運輸部門の排出要因は自動車が100%を占めます。

地球温暖化防止対策を進めるために、特に自動車からの二酸化炭素排出を減らす必要があるほか、化石燃料に依存しない太陽光発電やバイオマスなどの新エネルギーの利用を推進する必要があります。

本市域の多くを占める森林には、大気中の二酸化炭素を吸収・固定する機能があります。森林の適切な維持・管理に努めるとともに、市街地における植樹を推進する必要があります。

◇本市の二酸化炭素排出量



出典：「環境自治体白書 2010年版」

2) 施策の方針

◆温室効果ガス*削減対策の推進

個別施策	対応策	所管課
温室効果ガス削減対策の推進	地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務・事業活動について地球温暖化の防止を推進します。	生活環境課 総合政策課 (市の事業活動については各課)
	公用車に低燃費車を積極導入します。	
	ノーカーデーの設定などによる啓発を行い、自主的な温室効果ガス削減の取り組みを推進します。	
	太陽光発電やバイオマスなど、温室効果ガスを出さない新エネルギーの利用を検討します。	
	家庭用太陽光発電システムの普及を推進します。	

◆森林などによる二酸化炭素の吸収・固定の推進

個別施策	対応策	所管課
森林などによる二酸化炭素の吸収・固定の推進	造林の推進や間伐などの適切な実施により、二酸化炭素吸収量の増加を図ります。	農林振興課 まちづくり推進室
	木材資源の有効利用・長期利用により、炭素固定の長期化を図ります。	
	市街地における植樹を推進します。	

3) 平成33年度までの目標

指標	実績	目標
温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	4.49%削減 (対H18年基準値)	※1
森林面積	33,933 ha	※2

※1 地球温暖化対策実行計画による

※2 森林整備計画（H24年度策定予定）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・アイドリングストップ*などのエコドライブに努めましょう。
- ・近距離ではできる限り自動車を使わず、徒歩や自転車で移動しましょう。
- ・自主的なノーカーデーの設定などにより、自動車の利用を控えましょう。
- ・住宅の樹木などについて、適切な管理をしましょう。

【事業者】

- ・アイドリングストップなどのエコドライブに努めましょう。
- ・通勤時のノーカーデーの取り組みや、従業員の通勤に自転車の利用を促進するなど、自動車の利用を減らしましょう。
- ・温室効果ガス排出抑制のため、工場や事業所からの排出ガス対策を進めましょう。
- ・所有している森林の適正な保全や整備に努めましょう。
- ・事業所内の樹木などについて、適切な管理を行いましょう。

（6）省資源・省エネルギー対策などの推進

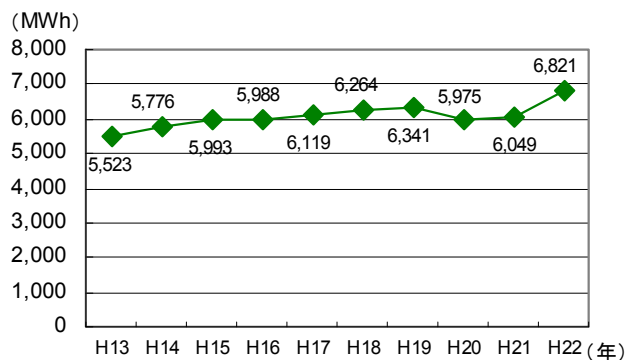
1) 現状と課題

現在、私たちが普段使っているエネルギーの多くは、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料から作られています。しかし、化石燃料には埋蔵量に限りがあるのに加え、化石燃料の大量消費にともなって発生する大量の二酸化炭素が、地球温暖化を加速することも懸念されており、できる限り化石燃料の消費を抑えることが求められています。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、エネルギー対策がより重要となっています。

本市におけるエネルギー消費のうち、家庭での電気使用量の目安となる電灯使用量は、平成22年には6,821 MWhとなっており、平成13年と比べ、約2割の増加となっています。また、工場などの大口契約者を含めた電力使用量は、平成22年には9,049 MWhと、平成13年と比べて3割以上の増加となっています。

日常生活や事業活動において、省資源・省エネルギーに努める必要があります。そのためには、市、市民及び事業者が、高い問題意識を持って、自主的に取り組む必要があります。また、太陽光や太陽熱、風力などの新エネルギーの利用も視野に入れ、化石燃料の使用量を抑えていく必要があります。

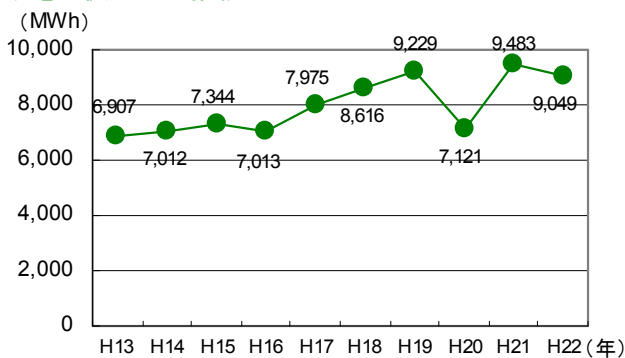
◇電灯使用量の推移



※数値は各年9月の月間使用量

資料：九州電力(株)高鍋営業所

◇電力使用量の推移



※数値は各年9月の月間使用量

資料：九州電力(株)高鍋営業所

2) 施策の方針

◆省資源・省エネルギー対策の推進

個別施策	対応策	所管課
省資源・省エネルギー対策の推進	公共交通機関の利用促進や冷暖房温度の適正な設定など、市民への啓発の充実を図ります。	生活環境課 まちづくり推進室 建設課 総合政策課 建築住宅課
	歩道や自転車道の整備など、自転車や徒歩で移動しやすい交通体系の整備・検討を行います。	
	市道や公園などの街灯を LED 電灯に取り替えます。	
	公共施設においてクールビズやウォームビズを率先して実施し、省エネルギー対策を進めます。	
	公共施設の建築・改修時には、環境配慮型の建物とすることを検討します。	
	バス路線の維持確保に努めるとともに、地域の実情に応じた新しい交通システムの導入について検討します。	
エネルギーの有効利用	下水処理場における消化ガスの有効利用を図ります。	上下水道課

◆新エネルギー導入の推進

個別施策	対応策	所管課
新エネルギーの検討	公共施設において太陽光発電などの新エネルギーを率先して導入します。	財政課 生活環境課 総合政策課 (各公共施設については各課)
	太陽光、太陽熱、風力など、新エネルギーについて、市民や事業所に対し普及・啓発を図ります。	

3) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・電気やガスの無駄づかいをやめましょう。
- ・エアコンの設定温度に気をつけましょう。
- ・照明やテレビなどのスイッチはこまめに切りましょう。
- ・環境家計簿を利用するなど、家庭でのエネルギー消費量の削減を心がけましょう。
- ・高効率エネルギー機器（LED 照明、家庭用燃料電池など）の利用を心がけましょう。
- ・自動車の買い替え時には、低公害・低燃費の車を選びましょう。
- ・住宅の新築や改築の際には、高断熱・高气密な建築を心がけましょう。
- ・太陽光発電システムや太陽熱温水器など、新エネルギーの導入を検討しましょう。

【事業者】

- ・クールビズ及びウォームビズの実施や、エアコンの設定温度に気をつけるなど、事業所内での省エネルギー対策を進めましょう。
- ・エネルギーの使用効率を向上させるとともに、エネルギー使用実態の見直しによる使用量の低減を図りましょう。
- ・高効率エネルギー機器（LED 照明、調光式の蛍光灯や電圧調整装置など）の利用を心がけましょう。
- ・自動車の買い替え時には、低公害・低燃費の車を選びましょう。
- ・工場やオフィスの新築・改築の際には、ESCO 事業*の導入を検討するなど、省エネルギーを心がけましょう。
- ・ゼロエミッション*の推進など、事業活動の見直しに取り組みましょう。
- ・太陽光、太陽熱、風力など、新エネルギーの導入を検討しましょう。

3 多様な生き物が生息し、人と自然とが共生するまち

(7) 自然環境の保全

1) 現状と課題

総面積の77%を山林が占める本市では、掃部岳周辺や国見山系に原生林が残るなど、豊かな自然環境が形成されています。この中には絶滅のおそれのある野生生物も数多く生育・生息しており、生物多様性を確保するためにも、動植物の保護・保全を図る必要があります。そのためにはまず、市内に生育・生息する動植物の調査を実施し、現状を把握する必要があります。

また、市内に侵入している特定外来生物及び要注意外来生物に関する調査を実施し、現状を把握する必要があります。また、市民や事業者へ情報提供を行い、特定外来生物や要注意外来生物を遺棄・放流しないよう啓発するとともに、発見した場合は市に報告するように呼びかける必要があります。

2) 施策の方針

◆野生生物の生育・生息環境の保全

個別施策	対応策	所管課
野生生物の生育・生息環境の保全	野生生物の生育・生息状況を把握するため、関係機関と連携して、情報収集及び調査・整理を推進します。	農林振興課 生活環境課
	関係機関と連携して、貴重な野生生物の生育地・生息地の保護・保全に努めます。	
	広葉樹林の維持・造成に努めます。	
	特定外来生物について、市民によって遺棄・放流されないように啓発を行います。また、要注意外来生物についても市民に情報を発信し、安易に遺棄・放流しないように啓発を行います。	
希少な野生生物の保護	市天然記念物の保護及び新規指定を促進します。	農林振興課 生活環境課

◆河川や池などの水辺環境の保全

個別施策	対応策	所管課
水辺環境の保全と創出	多自然型護岸整備*やピオトープ*の確保を推進します。	まちづくり推進室 商工観光課 農林振興課 生活環境課 建設課
	杉安峡など豊かな自然環境を有する河川区間について、自然環境の保全を図ります。	

3) 平成33年度までの目標

指 標	実 績	目 標
天然林面積（再掲）	5,882 ha	※

※森林整備計画（H24年度策定予定）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市 民】

- ・野生生物の生育・生息環境の保全活動に参加しましょう。
- ・貴重な野生生物の採取や捕獲をしないようにしましょう。
- ・外来魚の放流やペットの遺棄をしないようにしましょう。特に特定外来生物については飼養や移動も法律で禁止されています。
- ・特定外来生物を発見した場合は、市に通報しましょう。
- ・ビオトープの整備や維持管理活動に参加・協力しましょう。
- ・野生生物の生育・生息状況に関する情報収集及び調査などに参加・協力しましょう。

【事業者】

- ・野生生物の生育・生息環境の保全活動に参加や協力、支援をしましょう。
- ・ビオトープの整備や維持管理活動に参加や協力、支援をしましょう。
- ・野生生物の生育・生息状況に関する情報収集及び調査などに参加や協力、支援をしましょう。



林道長谷兎原線からの眺望

(8) 自然とのふれあいの推進

1) 現状と課題

本市は、市街地に河川や池などの水辺があり、近郊にも農地や森林が豊富にあるなど、身近に自然を感じることができるまちです。これまでに、自然とのふれあいの場として、西都原杉安峡県立自然公園が指定されているほか、高塚山と向陵の丘などに森林公園を整備しています。

また、都市公園の整備も進んでいます。平成22年度末の都市公園面積は109.32 haで、市民1人あたりの面積は33.5 m²となっており、全国平均の9.7 m²や宮崎県全体の20.4 m²を大きく上回っています。

自然とのふれあいを深めることにより、自然に対する理解を高め、自然を慈しむ気持ちが養われます。今後も、自然環境への影響を十分に配慮しながら、自然公園や森林公園など、自然とのふれあいの場を保全・活用していく必要があります。また、自然観察会の開催など、市民が自然とふれあう機会を充実させていく必要があります。

◇本市における都市公園の区分と面積

区分	名称	面積(ha)
歴史公園	特別史跡公園西都原古墳群	62.10
運動公園	西都原運動公園	10.00
総合公園	清水台総合公園	24.10
地区公園	杉安川仲島公園	4.70
	稚児ヶ池公園	0.98
近隣公園	妻萬公園	2.70
	下妻公園	1.10
街区公園	平田街区公園	0.25
	御舟街区公園	0.18
	白馬街区公園	0.32
	矢生街区公園	0.29
	聖陵街区公園	0.21
	駅前街区公園	0.23
	下鶴街区公園	0.38
	羽黒街区公園	0.28
	中妻街区公園	0.33
	門前街区公園	0.25
	あさひ街区公園	0.33
	東街区公園	0.31
新町街区公園	0.28	
合計		109.32

資料：まちづくり推進室

2) 施策の方針

◆自然とのふれあい活動の推進

個別施策	対応策	所管課
自然に対する一人ひとりの意識の向上	市民参加による森林整備・緑化活動を推進します。	農林振興課
	自然とのふれあいの場や機会の充実を図ります。	建設課
	河川愛護意識高揚のための啓発活動を推進します。	生活環境課 社会教育課 市民協働推進課
各種団体などによる活動の推進	「みどり推進会議」を中心とした緑化運動を推進し、緑の環境づくりを進めます。	農林振興課 建設課
	「緑の少年団」の活発な活動を推進します。	生活環境課
	河川愛護団体の育成支援を行います。	市民協働推進課

◆自然とふれあう場の保全・整備

個別施策	対応策	所管課
森林などの保全・活用	森林が持つレクリエーション機能を守り育てるため、保安林の保全と機能強化を図ります。	農林振興課
	全国植樹祭植樹会場跡地は、森林公園としての利用を考慮し、森とのふれあいの場、自然観察の場、森づくりの場としての保全・活用を図ります。	
	「向陵の丘」をはじめとする森林公園の管理保全に努め、市民に親しまれる森づくりの拠点として、その利用促進を図ります。	
	“巨樹・巨木 100 選” に選定された樹木の保護・保全を図るとともに、巨樹・巨木を巡るルートを設定するなど、自然とのふれあいの確保に努めます。	
	水源かん養林の保全や一ツ瀬川の濁水の長期化の抑止を目指し、「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林整備事業」を推進します。	
市街地などにおける自然とのふれあいの場の整備	都市緑地や自然とのふれあいに配慮した都市公園などの維持管理を図ります。	まちづくり推進室 生活環境課
	公共施設などで緑のカーテンを育てるとともに、市民に対しても普及・啓発を行います。	

◆自然学習・自然教育の推進

個別施策	対応策	所管課
自然学習・自然教育の推進	森林、田畑、ため池、小川など、本市の恵まれた自然環境を利用した学校教育・社会教育を推進します。	農林振興課 生活環境課 商工観光課 学校教育課 社会教育課
	学習指導者を確保するとともに、自然観察会などの開催について支援を行います。	
	自然環境との共存を図りながら、自然観察や地元の生活・歴史の学習を行うグリーンツーリズム*を推進します。	

3) 平成 33 年度までの目標

指標	実績	目標
「緑の少年団」団体数	3 団体 / 3 小学校区	3 団体 / 3 小学校区
グリーンツーリズム年間宿泊客数	407 人 (H21 年度)	1,200 人※

※第四次総合計画の目標値（H32 年度）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・自然とのふれあい活動や緑化活動などに参加・協力しましょう。
- ・河川清掃などのボランティア活動に参加・協力しましょう。
- ・「みどり推進会議」や「緑の少年団」の活動に参加・協力しましょう。
- ・森林保全の担い手づくり、組織づくりに参加・協力しましょう。
- ・植林や間伐作業などの森林保全活動に参加・協力しましょう。
- ・森林公園や都市公園を有効に利用しましょう。
- ・身近な自然とふれあえる公園づくりに協力しましょう。
- ・自然観察会や勉強会などに積極的に参加しましょう。
- ・グリーンツーリズムに参加・協力しましょう。

【事業者】

- ・自然とのふれあい活動や緑化活動などに参加や協力、支援しましょう。
- ・河川清掃などのボランティア活動に参加や協力、支援しましょう。
- ・「みどり推進会議」や「緑の少年団」の活動に協力、支援しましょう。
- ・森林保全の担い手づくり、組織づくりに参加や協力、支援しましょう。
- ・植林や間伐作業などの森林保全活動に参加や協力、支援しましょう。
- ・身近な自然とふれあえる公園づくりに協力しましょう。
- ・自然観察会や勉強会などに積極的に参加や協力、支援しましょう。



西都原菜の花植え付け

(9) 自然と共生する環境づくり

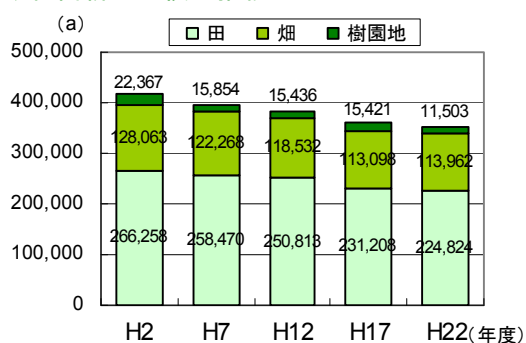
1) 現状と課題

本市は、温暖な気候と豊かな自然を活かし、農林業を基幹産業として発展してきました。農地は、農産物の生産の場としてだけでなく、野生生物の生育・生息場所や洪水防止など、さまざまな公益的な機能を有しています。しかし、農地面積は年々減少する傾向にあります。本市の農地面積（経営耕地面積*）は、平成22年度には3,503 haで、平成2年度と比べて約16%の減少となっています。また、平成21年度の耕作放棄地面積は83 haとなっています。

森林は、木材生産はもとより、水源かん養や二酸化炭素の固定、生物多様性の保持など、公益的機能としての役割も担っています。近年は、過疎化や林業の後継者不足により、管理不十分な森林が増加するなど、森林の機能が十分に発揮されにくい状況となっています。

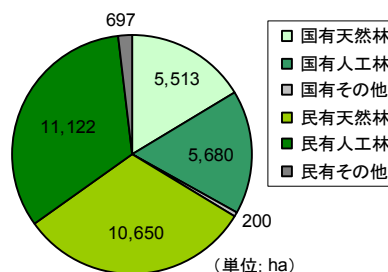
農地や森林が持つ多面的・公益的機能を維持・回復するため、まず、農地面積が減り続けている農業への支援対策が必要です。森林に関しては、施策の共同化や路網整備により効率的な森林整備を行い、森林の特性に応じた適正な保全・育成に努める必要があります。

◇経営耕地面積の推移



資料：総合政策課（農林業センサス）

◇林野面積の状況



出典：「県統計年鑑」

一方で、安全で快適な日常生活や事業活動のためには、都市基盤や河川などの開発整備事業は欠かせません。農林業を軸としつつ、市全体で持続可能な社会を構築するため、自然と共生する環境づくりの視点を加え、自然との調和を図りつつ、生態系などに配慮した土地利用の推進などの整備を図る必要があります。

2) 施策の方針

◆自然と共生する環境づくり

個別施策	対応策	所管課
身近な自然環境の保全と創出	身近な自然環境を創出する街路における樹木などについて、適切な整備・管理を推進します。	まちづくり推進室 農林振興課 建設課
	ホテルの生息場所について、地域での保全運動と連携をしながら、保全に努めます。	
	里地・里山*環境の保全を行います。	
	農地を保全します。	
	公園整備時の植栽に際しては、積極的に在来種*を採用します。	
自然と共生した持続可能な農林業の推進	環境への負荷の少ない減農薬栽培を推進し、環境へ配慮した農業を実践するエコファーマーの育成を図ります。	農林振興課
	広葉樹林、育成複層林、保健機能森林の整備などにより、環境を保全する多様な森林の創出を図ります。	
	農作物などへの食害が深刻となっている地域について、野生生物などの保護に配慮しながら、防護柵などの設置や有害鳥獣の捕獲・駆除などの対策に努めます。	
環境と調和した土地利用の推進	無秩序な開発を抑制します。	生活環境課 商工観光課 まちづくり推進室 農林振興課
	開発事業において、自然環境の保護・保全策を講じます。やむを得ず自然環境に影響が生じる場合には、影響の最小化または代償措置の検討を行います。	
	生態的なネットワークの確保に配慮した土地利用を推進します。	

3) 平成33年度までの目標

指標	実績	目標
耕作放棄地面積	83 ha (H21年度)	41 ha※

※第四次総合計画の目標値（H32年度）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・住宅の樹木などについて、適切に管理しましょう。
- ・地域におけるホタルの生息場所保全活動に参加・協力しましょう。
- ・所有する里山や農地について、保全に努めましょう。

【事業者】

- ・事業所内の樹林地や樹木などについて、適切に管理しましょう。
- ・所有する里山や農地について、保全を図りましょう。
- ・減農薬栽培などに取り組み、環境に配慮した農業に努めましょう。
- ・有機農産物の生産に向けて、改正 JAS 法*認証制度への取り組みを進めましょう。
- ・農地周辺の生態系にも配慮した農業基盤づくりに協力しましょう。
- ・広葉樹林や複層林の育成など、多様な森林の整備に協力しましょう。
- ・土地の改変などをともなう開発事業では、自然環境への負荷ができる限り少なくなるように対策を行いましょう。



農作業風景

4 安心して暮らせる、快適で安全なまち

(10) 安心・安全な生活環境の創出

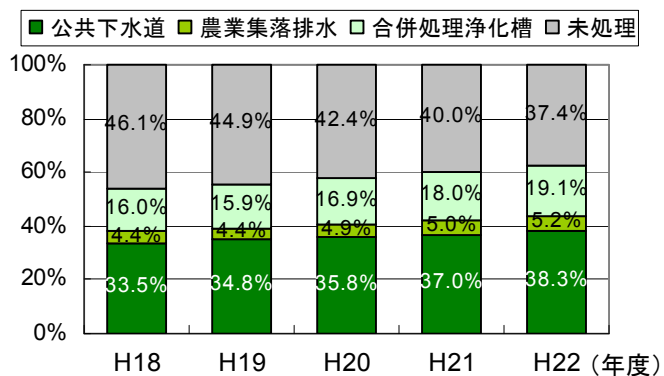
1) 現状と課題

本市の大気環境は、概ね良好と考えられますが、低公害車の普及促進や自動車使用の抑制などにより、大気環境の保全を図る必要があります。また、市内で発生する汚染物質を削減するだけでなく、越境汚染の可能性も留意し、情報収集及び市民への情報提供を行う必要があります。

本市では、生活排水の流入の影響などにより、稚児ヶ池などで水質の悪化がみられていましたが、公共下水道などの整備や浄化槽の設置などの取り組みが進んだ結果、大幅に改善され、現在は大気や水の状態は概ね良好に保たれています。本市の生活排水処理率は、平成18年度の53.9%から、平成22年度には62.6%と、年々増加しています。

改善された水環境が再び悪化することのないよう、河川や湖沼の水質調査を継続的に行うとともに、下水道や浄化槽などの整備を進め、水環境の保全を図る必要があります。生活排水についても、まだ4割近くが未処理となっており、下水道接続率の向上や、未処理世帯への浄化槽の普及を図る必要があります。

◇生活排水処理率の推移



資料：上下水道課、生活環境課

市民を対象としたアンケートでは、「飛行機からの騒音」が最も関心の高い環境問題となっています。他にも、ダイオキシン類などの化学物質の発生抑制をはじめ、新しい環境問題にも適切に対応していく必要があります。

2) 施策の方針

◆大気汚染の防止

個別施策	対応策	所管課
大気質の監視	県の調査結果に基づく定期的な大気質の把握を行います。	生活環境課
自動車からの排出ガス抑制	ノーカーデーなど、排出ガス抑制の取り組みを推進します。	生活環境課 財政課
	公用車に低燃費車を積極導入します。	まちづくり推進室 (公用車導入については各課)
	環境保全に配慮した道路交通体系の整備や、公共交通機関の利用促進を図ります。	
屋外焼却の防止	屋外焼却の防止について啓発を図ります。	生活環境課
悪臭対策の推進	悪臭発生源の適正な維持管理について、事業者及び市民に対する啓発活動を推進します。	生活環境課 農林振興課

◆河川や池などの水の汚染防止

個別施策	対応策	所管課
水質の監視	河川、池沼、地下水の定期的な水質調査を引き続き実施するとともに、調査地点の配置などに関して継続的に検討します。	生活環境課
	関係機関と連携した河川監視活動を実施します。	
水質汚濁物質の流出防止	未処理の生活排水や家畜ふん尿の流出を防止します。	生活環境課 農林振興課
	ごみ投棄や施設園芸で使用する重油の流出などによる水の汚染を防止します。	
河川・池沼の浄化促進	一ツ瀬川、桜川、稚児ヶ池など、河川や池沼の浄化促進に努めます。	まちづくり推進室 上下水道課 生活環境課
一ツ瀬川水系の濁水対策	一ツ瀬川濁水軽減対策計画書に基づく濁水対策を推進します。	総合政策課

◆生活排水対策などの推進

個別施策	対応策	所管課
総合的な生活排水対策	生活排水対策基本計画に取り組みます。	生活環境課 上下水道課
	地域の実情に応じ、公共下水道、浄化槽といった生活排水処理施設の整備を促進します。	
	家庭からの排水による負荷の削減に有効な工夫を広く普及します。	
公共下水道の整備	公共下水道事業認可区域において、計画的な事業推進を図ります。	上下水道課
	未接続世帯に対し、加入促進を図ります。	
	終末処理場老朽化にともなう改修工事などを推進します。	

農業集落排水や農業用水の整備	未接続世帯に対し、加入促進を図ります。	農林振興課 上下水道課
	農業用排水路の整備改良により、農業用水の水質保全と農村生活環境の改善を図ります。	
浄化槽の整備	浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理から合併処理への転換を促進します。	生活環境課
	浄化槽の機能を維持させるための法定検査を徹底します。	

◆騒音・振動対策の推進

個別施策	対応策	所管課
騒音・振動対策の推進	特定工場からの騒音について、事業者に対し騒音問題についての意識の啓発とモラルの向上を図ります。	生活環境課 建築住宅課 総合政策課
	航空機騒音対策について、関係機関へ引き続き要請します。また、防音事業の推進に努めます。	

◆化学物質対策の推進

個別施策	対応策	所管課
化学物質対策の推進	ダイオキシン類や環境ホルモン*について、情報収集・情報提供を進めます。	生活環境課

3) 平成33年度までの目標

指標	実績	目標
主要河川・池沼における水質調査実施回数	年1回以上	年1回以上
公共用水域水質の環境基準達成率	100%	100%
生活排水処理率 (公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽)	63.6%	78.0%※

※第四次総合計画の目標値（H32年度）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・アイドリングストップなどのエコドライブや、自主的なノーカーダーの設定などにより、自動車からの排出ガスを抑制しましょう。
- ・自動車の買い替え時には、低公害・低燃費の車を選びましょう。
- ・近隣の迷惑となる屋外焼却はやめましょう。
- ・公共下水道や農業集落排水への接続や、合併処理浄化槽*の設置など、未処理の生活排水の流出防止に努めましょう。
- ・家庭排水の負荷を減らすため、洗剤の使用量を減らす、食品や油などを流さないなど、有効な取り組みを実践しましょう。
- ・河川や池沼の清水化活動に協力しましょう。
- ・テレビや音響機器、楽器などの音や、ペットの鳴き声などが、騒音として近隣に迷惑とならないよう心がけましょう。

【事業者】

- ・自動車の買い替え時には、低公害・低燃費の車を選びましょう。
- ・家畜排せつ物の野積みを避け、流出や悪臭による環境汚染を防止しましょう。
- ・工場や事業所においては、法令で定められた排出基準を遵守するとともに、適正な排水の管理を行いましょ。
- ・農薬や除草剤の適正利用に努めましょう。
- ・河川や池沼の清水化活動に協力しましょう。
- ・工場や事業所、建設作業時などにおける騒音や振動が、近隣の迷惑とならないようにしましょ。
- ・不要となった農薬や化学薬品などは、適切に処理・処分しましょ。

(11) 快適な環境の創出

1) 現状と課題

本市は、西都原古墳群をはじめとする数々の歴史遺産や、杉安峡などの景観資源に恵まれ、観光資源としての整備充実が図られているほか、緑化運動などの“花とみどりに囲まれたまち”を目指した地域活動も盛んに行われています。本市には、国の特別史跡である西都原古墳群をはじめ、多くの史跡や天然記念物、美術工芸、無形民俗などが文化財に指定されており、平成23年4月現在で、国・県・市を合わせて47件の指定文化財が存在します。

今後も、市・市民・事業者が一体となって、本市のかけがえのない歴史遺産や景観を保全するなど、まち全体で快適な環境を創出していくための活動を継続していく必要があります。また、本市の由緒ある文化資源を保全していくとともに、文化施設を充実させ、市民の地域文化を大切にする意識を高揚させていく必要があります。

◇西都市の文化財

指定別	種別	名称	所在地及び所持管理者	指定年月日
1 国指定	重要美術工芸品	銅印・児湯郡印	西都市	昭和30. 2. 2
2 "	特別史跡	西都原古墳群	国・県・市	昭和27. 3.29
3 "	重要民俗	東米良狩猟用具	西都市歴史民俗資料館・西都市	昭和32. 6. 3
4 "	史跡	千畑古墳	大字穂北(個人)	昭和9. 5. 1
5 "	"	松本塚古墳	大字三納(個人)	昭和19. 3. 7
6 "	"	茶臼原古墳群	大字穂北・大字茶臼原(西都市)	昭和48. 8.18
7 "	"	常心塚古墳	大字上三財(西都市)	昭和55. 3.24
8 "	"	都於郡城跡	大字荒武・鹿野田(都於郡)	平成12. 9. 6
9 "	"	日向国府跡	大字右松(寺崎)	平成17. 7.24
10 "	"	日向国分寺跡	大字三宅(西都市)	平成23. 9.21
11 "	天然記念物	妻のクス	大字妻(都萬神社)	昭和26. 6. 9
12 "	"	上穂北のクス	大字南方(南方神社)	昭和26. 6. 9
13 "	重要無形民俗	米良神楽(銀鏡)	大字銀鏡(保存会)	昭和52. 5.17
14 国選択 県指定	無形民俗	下水流臼太鼓踊	大字南方・下水流(保存会)	昭和46.11.11 昭和37. 4.15
15 県指定	史跡	都於郡古墳	大字荒武(個人)	昭和8.12.15
16 "	"	清水西原古墳群	大字清水(西都市)	昭和9. 4.17
17 "	"	三納古墳群	大字三納(西都市)	昭和10. 7. 2
18 "	"	三財古墳群	大字上三財・下三財(西都市)	昭和11. 7.17
19 "	"	上穂北古墳群	大字穂北(西都市)	昭和19.12.15
20 "	美術工芸品	神面(2面)	大字銀鏡(銀鏡神社)	昭和40. 8.17
21 "	"	方格四乳葉文鏡	大字銀鏡(銀鏡神社)	昭和46. 4.30
22 "	"	木造山路毘沙門天立像	大字三宅(山路)	平成6.11.28
23 "	"	木造五智如来坐像5軀	大字三宅日向国分寺跡(西都市)	平成8.11. 1
24 "	"	長谷観音像	大字三納(個人)	平成14. 3.28
25 "	天然記念物	縦木尾有楽椿	大字尾八重612(西都市)	平成3.11. 1
26 "	"	大椎葉有楽椿	大字尾八重394・395(個人)	平成3.11. 1
27 "	無形民俗	尾八重神楽	大字尾八重(保存会)	昭和56. 3.10

指定別	種別	名称	所在地及び所持管理者	指定年月日
28	市指定 美術工芸品	木造自刻立像	西都市歴史民俗資料館	平成 6. 5.10
29	〃 〃	木造弘法大師坐像	西都市歴史民俗資料館	平成 6. 5.10
30	〃 〃	木造地藏菩薩坐像	大字穂北字竹尾(竹尾寺)	平成 6. 5.10
31	〃 〃	木造恵比須神像	大字妻本町(妻恵比須宮奉賛会)	平成 6. 5.10
32	〃 〃	酒元観世音像	大字三宅(酒元)	昭和55. 6.12
33	〃 〃	仏像3躰	大字岩爪(黒貫寺)	平成18. 3.30
34	〃 〃	厨子1基	大字岩爪(黒貫寺)	平成18. 3.30
35	〃 〃	南方神社神面(2面)	大字南方(南方神社)	平成22. 7. 1
36	〃 工芸品	岩崎稻荷六地藏塔	大字下三財(岩崎稻荷)	昭和55. 6.12
37	〃 〃	川原田六地藏塔	大字下三財(川原田)	昭和55. 6.12
38	〃 〃	長谷六地藏塔	大字三納(個人)	昭和55. 6.12
39	〃 天然記念物	尾八重一本杉	大字尾八重(尾八重神社)	昭和46. 6.10
40	〃 無形民俗	中尾棒踊	大字中尾(保存会)	昭和43. 3. 8
41	〃 〃	石野田臼太鼓踊	大字下三財(保存会)	平成 2.10. 1
42	〃 〃	中山棒踊	大字山田(保存会)	平成 6. 5.10
43	〃 〃	平郡十五夜踊	大字平郡(保存会)	平成 7. 6.30
44	〃 〃	三納吉田盆踊り	大字三納(保存会)	平成10. 6.30
45	〃 建造物	都萬神社本殿	大字妻(都萬神社)	平成19.12. 3
46	〃 〃	都萬神社摂社宇戸神社	大字妻(都萬神社)	平成19.12. 3
47	〃 〃	銀鏡神社元宮	大字銀鏡(銀鏡神社)	平成19.12. 3

資料：社会教育課

2) 施策の方針

◆花とみどりのまちづくり

個別施策	対応策	所管課
公園・緑地の整備	豊かな緑と、稚児ヶ池や逢初川などの水辺を活かした公園、その他公園・緑地の整備を推進します。	まちづくり推進室
緑化の推進	「緑の基本計画」を策定します。	まちづくり推進室 農林振興課 商工観光課
	地域における花づくりなどの緑化活動を支援します。	
	西都原において、季節に応じた花づくりをします。	
	「緑の募金」を活用した、地域の緑化、森林の整備などの緑化活動を推進します。	

◆景観の保全・創造

個別施策	対応策	所管課
西都らしい景観の創造	「西都市景観計画（H22.4 月策定）」に基づき、まち並みと調和した景観づくりに努めます。	商工観光課 まちづくり推進室
	西都原や杉安峡など優れた景観や豊かな自然環境を有する場所について、景観や自然環境の保全を図ります。	
	西都らしいイメージを醸し出す個性的な景観づくりに努めます。	
優れた景観の保全	たばこの吸いがらなどのポイ捨てやペットのふんの始末について、指導や啓発を行います。	生活環境課 まちづくり推進室 建設課
	沿道の修景を守るため、植栽や樹木の保全を行います。	
	宮崎県屋外広告物条例に基づき、まちなみと調和した屋外広告物の適正設置（規制・誘導）を推進します。	
	地区計画、建築協定、緑地協定などのまちづくり手法を活用した、魅力ある都市景観を創出します。	
	都市景観に配慮したサイン（標識）を整備します。	

◆歴史資産を活かしたまちづくり

個別施策	対応策	所管課
歴史的・文化的環境の保全	国・県との積極的な協力体制の充実を図ります。	社会教育課
	景観にも配慮した保存整備を実施します。	
	都於郡城の性格や機能を明確にしなが、調査・保存整備に努めます。	
	日向国府跡の国追加指定及び公有化、保存整備計画の策定、史跡公園の整備、建物などの復元を含めた保存整備を行います。	
	日向国分寺跡の公有化、復元を含めた保存整備を行います。	
	遺跡、史跡などの歴史的・文化的遺産について、周辺の環境と一体となった適切な保存や効果的な活用を図ります。	
	学校教育、社会教育をはじめとする生涯教育の場として有効活用します。	
	民俗芸能伝承事業を推進します。	
	都市景観整備やレクリエーション施設整備との整合を図った、歴史的景観地域の保存・整備を行います。	
	埋蔵文化財保護のための遺跡詳細分布図の整備、発掘調査体制の整備拡充を図ります。	

歴史的・文化的環境の調査体制の充実	諸開発事業に伴う発掘調査を実施します。	社会教育課
	日向国府跡や都於郡城跡などの保存整備に伴う確認調査を継続実施します。	
	発掘調査体制の一層の充実を図ります。	

3) 平成33年度までの目標

指 標	実 績	目 標
指定文化財件数（国・県・市の合計）	47 件	50 件※

※第四次総合計画の目標値（H32年度）による

4) 市民・事業者の取り組み例

【市 民】

- ・公園の維持管理に協力しましょう。
- ・緑化運動やその他の緑化運動に参加・協力しましょう。
- ・住宅の緑化促進に努めましょう。
- ・周辺の環境と調和のとれた住宅や生垣、花壇などの整備に努めましょう。
- ・たばこの吸いがらや空き缶などのポイ捨ては決してしないようにしましょう。
- ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末しましょう。
- ・貴重な歴史的・文化的環境の保全に理解と協力をしましょう。
- ・文化財や民俗資料の調査・研究に協力しましょう。

【事業者】

- ・公園の維持管理に協力しましょう。
- ・花いっぱい運動やその他の緑化運動に参加や協力、支援をしましょう。
- ・工場や事業所の緑化促進に努めましょう。
- ・周辺の環境と調和のとれた建物や屋外広告物、生垣、花壇などの整備に努めましょう。
- ・貴重な歴史的・文化的環境の保全に理解と協力をしましょう。

5 環境について学び、主体的に行動するまち

(12) 環境学習・環境教育の推進

1) 現状と課題

本市では、市内の中学校を対象に、水辺環境指標を用いた水辺調査を毎年実施しており、平成22年度には2校から35名の参加がありました。また、市民を対象としたごみ分別やリサイクルに関する出前講座も開催しており、こちらは年間300名前後の参加があります。

自然と共生する持続可能な社会を構築していくためには、一人ひとりが環境との関わりについて理解と知識を深めるための、環境学習や環境教育は必要不可欠なものです。特に、次世代を担う子どもたちが、環境に配慮した行動の実践者となれるように、環境学習や環境教育を行うことが必要です。また、大人や事業者についても、子どもたちの模範となるように、環境への理解を深め、実践していくことが重要です。

そのためには、子どもから大人までの全ての世代に対し、参加しやすい形での環境学習会や出前講座などを定期的に関くとともに、内容の充実を図る必要があります。また、将来的に地域の環境活動を牽引する環境リーダーを育成していく必要があります。

2) 施策の方針

◆全世代に向けた環境学習・環境教育の推進

個別施策	対応策	所管課
将来世代への環境学習・環境教育の推進	総合的な学習の時間などを活用し、学校教育における環境学習を引き続き実施します。	生活環境課 農林振興課 学校教育課 社会教育課
	自然体験や道徳教育、情操教育について、引き続き実施します。	
	水生生物調査やこどもエコクラブ*の活動など、児童・生徒を対象とした実践的な環境学習計画や仕組みについて充実を図ります。	
	環境ポスターコンクールを実施します。	
	自然や歴史文化を学ぶ環境学習の場について、充実を図ります。	
全世代に向けた環境学習・環境教育の推進	家庭や学校において、環境に大きな負担をかけない生活の実践を呼びかけます。	生活環境課 学校教育課 社会教育課
	出前講座や市民講座の開催などにおいて、教材の紹介や講師の派遣など、市民の環境学習に対する支援・協力を行います。	
	図書館において環境に関する書籍の充実を図ります。	
リーダーの育成	「緑の少年団」の活動を通じて、将来自然体験や自然学習の指導ができる人材の育成を図ります。	生活環境課 農林振興課
	ごみの分別説明会などの継続的な実施に努めます。	

◆環境情報の収集・提供

個別施策	対応策	所管課
環境情報の収集・提供	環境に関する既存データの収集や市民参加による調査などを実施し、得られた情報の活用を図ります。	生活環境課 商工観光課
	「広報さいと」、回覧板及びインターネットを活用し、環境に関する情報を定期的に発信します。	
	本市の環境の良さの啓発など、環境に関する情報提供の充実を図ります。	
	環境教育に対する教材や情報、学習プログラム、研究手法の提供・紹介を行います。	

3) 平成33年度までの目標

指標	実績	目標
「緑の少年団」団体数	3団体/3小学校区	3団体/3小学校区

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・水生生物調査やこどもエコクラブなど、子どもを対象とした環境保全活動に参加・協力しましょう。
- ・児童・生徒の自然体験機会などに協力・支援しましょう。
- ・家庭教育の中で、環境問題についての話し合いや、環境保全活動を行う雰囲気づくりを進めましょう。
- ・環境にかかわる出前講座や市民講座などに参加しましょう。
- ・市民参加による調査に参加・協力しましょう。
- ・環境問題に関する情報を新聞や雑誌、インターネットなどで調べましょう。

【事業者】

- ・環境保全にかかわる従業員教育や研修に努めましょう。
- ・環境にかかわる出前講座や市民講座などへの協力や支援をしましょう。
- ・環境監視データなどを広く提供し、市や市民と共有することで、相互に利活用できる仕組みづくりに参加・協力しましょう。

(13) 環境保全活動の推進

1) 現状と課題

本市では、市民との協働による地域づくりを推進しています。平成19年以降に、穂北、三納、都於郡、三財、東米良の各地区に「地域づくり協議会」が設立され、地域安全や福祉、レクリエーション活動などのほかに、花づくり活動などの環境保全活動も行っています。市民を対象としたアンケート調査では、回答者の半数あまりが環境保全活動に現在参加している、または今後参加してみたいと回答しています。

また、本市では、西都児湯クリーンセンターにて年2回（夏と冬）環境フェスタを開催しています。環境フェスタでは、環境ポスターコンクールやフリーマーケットなどを実施しており、夏は700人前後、冬は900人前後の市民が参加しています。

環境保全活動を推進するため、環境NPOなどの環境保全活動に取り組む団体に対し、活動の拠点となる施設を提供するなどの支援を行うとともに、市民に対してもクリーン作戦などへの参加を呼びかけ、市全体で環境保全の機運を盛り上げていく必要があります。

2) 施策の方針

◆環境保全活動の推進

個別施策	対応策	所管課
環境保全活動の推進	市の事務・事業活動に関して環境配慮に関する指針を策定し、取り組みを進めます。	生活環境課 財政課 (指針推進は各課)
	環境への負荷を考えたグリーン購入を推進します。	
	ノーカーデーの設定など、環境保全活動を推進します。	
	環境フェスタをはじめとする環境に関するイベントを企画・実施します。	
	クリーン作戦に対する支援を引き続き実施します。	

◆環境保全活動に係る活動拠点の充実

個別施策	対応策	所管課
環境保全活動に係る活動拠点の充実	全国植樹祭植樹会場跡地を環境教育の場として維持管理に努め、活用を推進します。	生活環境課 商工観光課 農林振興課 市民協働推進課
	西都児湯クリーンセンターの環境学習施設を活用します。	
	「西都市市民活動支援センター」を拠点として、環境NPOなどの活動を支援します。	
	環境保全活動の推進を含めた地域のネットワーク化を推進します。	

3) 平成33年度までの目標

指標	実績	目標
環境フェスタ実施回数	2回/年	2回/年

4) 市民・事業者の取り組み例

【市民】

- ・自主的なノーカーデーの設定やクリーン活動など、環境保全活動を実施しましょう。
- ・環境保全に関するイベントに参加しましょう。
- ・環境保全にかかわる全市的な市民運動に参加しましょう。
- ・地域や環境保全団体などによる環境保全活動に参加しましょう。
- ・西都児湯クリーンセンターの環境学習施設を活用しましょう。
- ・地域のネットワーク化を図り、環境情報などの共有に努めましょう。

【事業者】

- ・環境保全に関するイベントに参加や協力、支援をしましょう。
- ・地域や環境保全団体などによる環境保全活動への参加や支援を行いましょ。



ボランティア活動（桜川）

第5章 重点的取り組み

1 水とみどりの環境の保全

本市は、土地の4分の3が森林に覆われ、掃部岳周辺や国見山周辺には原生的な自然が残るなど、豊かな自然環境を形成しており、希少な野生動植物も数多く生育・生息しています。また、一ツ瀬川とその支流には、ヤマメが生息する地域や夏にホタルが乱舞する地域もみられます。これらの豊かな水とみどりの環境を維持・保全する必要があります。

河川や池をはじめとした水辺環境については、生活排水処理の一層の充実を図るほか、森林などの水源かん養機能の維持を重点的に推進し、清浄な水環境の保全・創出を目指します。また、多種多様な生物の生育・生息環境となっている優れた自然環境を保全し、自然の恵みを未来の世代へ継承します。

(1) 生活排水処理施設の整備

- 公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設のうち、地域の実情に応じた最適な施設の整備を促進します。
- 公共下水道事業認可区域については、計画的な事業推進を図ります。
- 公共下水道や農業集落排水施設が整備された地域では、未接続世帯の加入促進を図ります。
- 公共下水道や農業集落排水施設が整備されない地域では、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

(2) 自然環境の保全

- 野生生物の生育・生息状況を把握するため、関係機関と連携して、情報収集及び調査・整理を推進します。
- 森林において長伐期施業、複層林施業に取り組むとともに、適切な保安林の指定を行います。
- 里地・里山環境、農地の保全を行います。



一ツ瀬川

(3) 河川の保全

- 一ツ瀬川水系の濁水問題については、関係機関との連携を図りながら、「一ツ瀬川濁水軽減対策計画」に基づく濁水対策に取り組みます。また、「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林整備事業」を推進します。

2 4Rの推進

近年、本市では、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムが見直され、「宮崎県ごみ処理広域化計画」などに沿って、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷を抑制する「資源循環型システムづくり」が進められてきました。「西都児湯クリーンセンター」では、資源物のリサイクルを行うことにより廃棄物の排出抑制を図っています。

今後も4Rとごみの分別収集の徹底を行政・市民・事業者が一体となって取り組み、循環型社会の構築に努める必要があります。

(1) 廃棄物の排出抑制

- マイバック運動や簡易包装推進運動など、容器包装などの減量化について販売事業者や市民との協力推進を図ります。

(2) リサイクルの推進

- 市民に分かりやすく合理的な分別排出ルールについて、引き続き啓発していきます。
- 食品トレーや牛乳パックの店頭回収など、販売事業者との協力体制を整備します。
- 生ごみ処理機の購入に対する補助を引き続き実施します。
- 各家庭において生ごみ処理機で作られた肥料について、家庭菜園や学校の花壇、公共施設などでの利用を進めます。
- 下水処理において発生する汚泥を回収し、田畑の肥料などとしての有効利用を図ります。
- 下水処理において発生する消化ガスを回収し、下水処理施設のボイラーの燃料などとしての有効利用を図ります。
- デポジット制度の周知と生産者の意識啓発を図り、農業廃棄物リサイクルを推進します。



フリーマーケット



家具の再利用販売

3 環境資源の活用

本市の豊かな自然環境は景観に優れ、市民の憩いやレクリエーションの場として利用されており、森林公園としての活用や、住民が河川敷に花を植えたりしている場所もみられます。また、豊かな大地は農業の基盤になっており、第四次西都市総合計画では「食創生都市」を主要テーマとしてあげています。

都市公園など人と自然とのふれあい活動の場の整備を進めるとともに、市民参加による人と自然とのふれあい活動を推進します。

(1) 人と自然とのふれあいの場の整備・活用

- 「向陵の丘」をはじめとする森林公園の管理保全に努め、市民に親しまれる森づくりの拠点として、その利用促進を図ります。
- 市民が憩いくつろぎ、楽しめる公園や歴史資源を活かした公園の整備と良好な維持管理に努めます。
- グリーンツーリズムなどの体験交流型、自然志向型の観光を推進します。
- 公共施設・公共空間の緑化の推進や良好な維持管理に努めます。



清水台総合公園

(2) 市民などの参加による自然とのふれあい活動の充実

- 市民参加による森林整備・緑化活動を推進します。
- 河川愛護意識高揚のための啓発活動を推進します。
- 「みどり推進会議」を中心とした緑化運動を推進し、緑の環境づくりを進めます。
- 「緑の少年団」の活発な活動を推進します。

(3) 環境に配慮した農業の推進

- 環境への負担を軽減する生産技術の確立に努めます。
- 堆肥化施設の整備に努め、良質な堆肥の生産技術の向上及び耕種部門への安定供給を図ります。
- 環境に配慮した農業に取り組む農業従業者や団体の育成に努めます。

4 環境学習・環境教育の推進

望ましい将来像の実現に向けた環境施策の展開にあたっては、市、市民及び事業者といった各主体が、公平な役割分担のもとで自主的な環境保全活動を進めていくことが大切です。西都児湯クリーンセンターでは、毎年環境フェスタを行い、4Rを主とした環境学習・環境教育に取り組んでいます。

「環境づくりは人づくり」の観点から、市、市民及び事業者それぞれが環境問題に関心を持って環境の現状を正しく理解し、自らの問題として捉えられることを目指します。そして、それぞれの立場で問題解決に向けてできることを考え、自主的・積極的に実行し、お互いに協力しあって取り組みの輪を広げていくことによって、環境意識の高いまちを目指します。

(1) 環境学習・環境教育の推進への取り組み

- 西都児湯クリーンセンターの環境学習施設（プラザ施設）を活用し、環境フェスタなどの環境学習・環境教育を継続します。
- 総合的な学習の時間などを活用する取り組みを進めるとともに、水生生物調査やこどもエコクラブの活動など、児童・生徒を対象とした実践的な環境学習計画や仕組みについて充実を図ります。
- 出前講座や市民講座の開催などにおいて、教材の紹介や講師の派遣など、市民の環境学習に対する支援・協力を行います。
- 全国植樹祭植樹会場跡地を環境教育野外施設として活用します。

(2) 環境情報の収集と提供

- 既存データの収集や市民参加による調査などを実施し、これにより得られた情報を適切に管理し活用します。
- 本市の環境の良さの啓発など、環境に関する情報提供の充実を図ります。



環境ポスターコンクール

第6章 地域別環境配慮

1 妻地区

(1) 環境特性

- 本市の中心市街地がある地区であり、桜川、鳥子川が市街地を貫流している。東部には一ツ瀬川が流れている。
- 本地区の西部に西都原古墳群があり、西都原杉安峡県立公園の一部となっている。
- 西都原古墳群（特別史跡公園）、日向国分寺跡など歴史的価値の高い文化資産が所在するほか、都萬神社、稚児ヶ池、逢初川などの歴史伝承の地が所在する。
- 国指定天然記念物「妻のクス」がある。
- 西都原一帯は西都原鳥獣保護区に指定されている。
- 稚児ヶ池、桜川、鳥子川では、未処理の生活排水の流入が主な原因と考えられる水の汚れがみられる。
- 宮崎の名水に指定されている湧水として、児湯の池がある。
- 市役所や図書館をはじめ、公共施設が本地区に集中している。
- 本地区内の柳迫には西都児湯クリーンセンターがあり、環境学習のためのプラザ施設が併設され、毎年、環境フェスタが開催されている。

(2) 施策の方針

① 循環を基調とした農業の促進

- 良質な堆きゅう肥の生産技術の向上を進め、耕種部門への安定供給を図ります。
- 家畜排せつ物などを利用した堆きゅう肥の施用による土づくりを推進します。

② 里地・里山環境の保全

- 農地を中心とした里地・里山環境の保全を行います。

③ 市街地における河川・池沼の清浄化など

- 稚児ヶ池の水草除去や水質浄化を実施します。
- 公共下水道事業認可区域において、計画的な下水道事業推進を図るとともに、公共下水道未接続世帯に対し加入促進を図ります。
- 公共下水道事業認可区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

④ 一ツ瀬川の濁水対策

○一ツ瀬川濁水軽減対策計画書に基づく濁水対策を推進します。

⑤ 身近な自然環境の保全・創造

○逢初川の整備事業において、多自然型護岸整備やビオトープの確保を推進します。

○市街地及びその近郊のため池について、周辺の現況特性を踏まえた多面的な利活用を図ります。

○身近な自然環境を創出する市街地や住宅における樹木などについて、適切な整備・管理を推進します。

○向陵の丘などの豊かな緑と、稚児ヶ池や逢初川などの水辺を活かした公園、その他公園の整備を推進します。

○公園整備時の植栽に際しては、積極的に在来種を採用します。

○全国植樹祭植樹会場跡地（大口川地区）を動物の生息・観察の場所として保全するとともに、環境教育野外施設として活用します。

⑥ 西都原古墳群などの歴史・観光資源の整備における配慮

○西都原古墳群・記紀の道などの歴史・観光資源の整備事業においては、可能な限り自然環境の保護・保全策を講じます。

⑦ 環境学習の場の活用

○全国植樹祭の植樹地を、自然と人間の共生を学ぶ環境学習の場として活用します。

○西都児湯クリーンセンターと連携して、環境フェスタを継続して実施するとともに、環境学習の場として活用します。

⑧ 都市景観の創出

○「西都市景観計画」に基づき、まち並みと調和した景観づくりに努めます。

○都市景観に配慮したサイン（標識）を整備します。



稚児ヶ池

2 穂北地区

(1) 環境特性

- 本地区の南部は農地の中に住宅が点在する環境にあり、北部は森林が多くを占めている。
- 本地区の南西部には一ツ瀬川が流れており、周辺の森林や農地の多面的機能（水源かん養機能など）の発揮が望まれる。
- 自然環境と景観に優れた観光資源として杉安峡があり、西都原杉安峡県立公園の一部となっている。
- 国指定天然記念物「上穂北のクス」が存在する。
- 高塚山一帯は高塚山森林公園となっている。また、高塚山一帯及びその西側の恩賜（おんし）県有林は鳥獣保護区に指定されている。

(2) 施策の方針

① 循環を基調とした農業の促進

- 良質な堆きゅう肥の生産技術の向上を進め、耕種部門への安定供給を図ります。
- 家畜排せつ物などを利用した堆きゅう肥の施用による土づくりを推進します。

② 里地・里山環境の保全

- 農地を中心とした里地・里山環境の保全を行います。

③ 野生生物の生育・生息環境の保全

- 野生生物の生育・生息状況を把握するため、関係機関と連携して、情報収集及び調査・整理を推進します。
- 関係機関と連携して、貴重な野生生物の生育地・生息地の保護や生育・生息に適した環境の整備を行います。

④ 森林の保全・活用

- 「西都市森林整備計画」などに従った整備・利用を促進します。
- 計画的な造林・間伐などによる適切な森林の管理、伐採跡地への再造林などにより、林業資源の循環利用を促進します。
- 水源かん養林の保全や一ツ瀬川の濁水の長期化の抑止を目指し、「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林整備事業」を推進します。
- 森林が持つレクリエーション機能を守り育てるため、保安林の保全と機能強化を図ります。高塚山森林公園については、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、東屋などの施設の維持管理に努め、歩道の整備を促進します。

⑤ 一ツ瀬川の濁水対策

○一ツ瀬川濁水軽減対策計画書に基づく濁水対策を推進します。

⑥ 河川・池沼などの保全

○杉安峡など優れた景観や豊かな自然環境を有する河川区間について、自然環境の保全を図ります。

○合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。また、公共下水道の整備についても検討します。

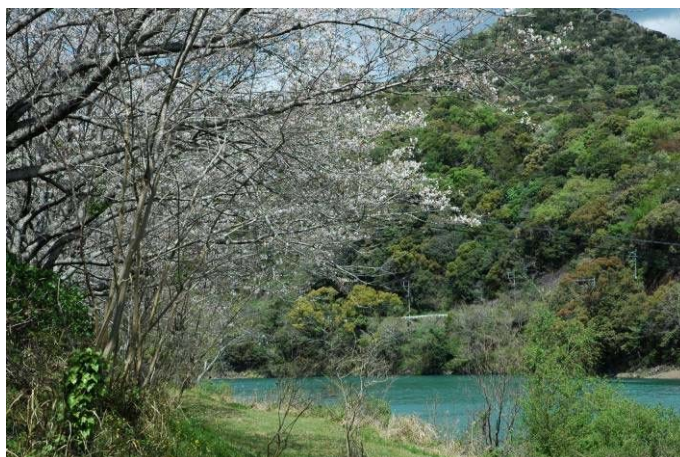
○未処理の生活排水や家畜ふん尿の流出を防止します。

○ごみ投棄や施設園芸で使用する重油の流出などによる水の汚染を防止します。

○農業用排水路の整備改良により、農業用水の水質保全と農村生活環境の改善を図ります。

⑦ 杉安峡の観光資源の活用

○杉安峡の自然・景観を人と自然のふれあいの場として整備・活用を図ります。



杉安峡と桜



下水流臼太鼓踊

3 三納地区

(1) 環境特性

- 本地区の南部には里地・里山環境が広がっているが、地区のほとんどは森林で占められている。
- 長谷観音周辺には樹齢200～300年生のシイ・カシ類の広葉樹林があり、良好な自然環境を形成しているとして、緑地環境保全地域に指定されている。
- 本地区北部の国見山系には照葉樹林やモミ・ツガ林があり、特定植物群落（原生林もしくはそれに近い自然林、極めてまれな植物群落または個体群）に選定されている。
- 三納森林公園は、地域の憩いの場として整備されている。

(2) 施策の方針

① 循環を基調とした農業の促進

- 良質な堆きゅう肥の生産技術の向上を進め、耕種部門への安定供給を図ります。
- 家畜排せつ物などを利用した堆きゅう肥の施用による土づくりを推進します。

② 里地・里山環境の保全

- 農地を中心とした里地・里山環境の保全を行います。

③ 生活排水対策（三納川の水質保全）

- 合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 農業用排水路の整備改良により、農業用水の水質保全と農村生活環境の改善を図ります。



三納川のコスモス

④ 野生生物の生育・生息環境の保全

- 野生生物の生育・生息状況を把握するため、関係機関と連携して、情報収集及び調査・整理を推進します。
- 関係機関と連携して、貴重な野生生物の生育地・生息地の保護や生育・生息に適した環境の整備を行います。

⑤ 森林の保全・活用

- 「西都市森林整備計画」などに従った整備・利用を促進します。
- 計画的な造林・間伐などによる適切な森林の管理、伐採跡地への再造林などにより、林業資源の循環利用を促進します。
- 長伐期施業や複層林施業、適切な保安林の指定などにより、健全な水源かん養機能を維持できる森林の整備を図ります。
- 森林が持つレクリエーション機能を守り育てるため、保安林の保全と機能強化を図ります。

4 都於郡地区

(1) 環境特性

- 本地区は全体が里地・里山環境を呈している。
- 国指定文化財（史跡）として「都於郡城跡」が指定されている。

(2) 施策の方針

① 循環を基調とした農業の促進

- 良質な堆きゅう肥の生産技術の向上を進め、耕種部門への安定供給を図ります。
- 家畜排せつ物などを利用した堆きゅう肥の施用による土づくりを推進します。

② 里地・里山環境の保全

- 農地を中心とした里地・里山環境の保全を行います。

③ 生活排水対策

- 合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 農業用排水路の整備改良により、農業用水の水質保全と農村生活環境の改善を図ります。

④ 野生生物の生育・生息環境の保全

- 野生生物の生育・生息状況を把握するため、関係機関と連携して、情報収集及び調査・整理を推進します。
- 関係機関と連携して、貴重な野生生物の生育地・生息地の保護や生育・生息に適した環境の整備を行います。

⑤ 都於郡城跡の保全整備

- 都於郡城の性格や機能を明確にしながら、調査・保存整備に努めます。



都於郡城跡



中山棒踊

5 三財地区

(1) 環境特性

- 本地区の南部には里地・里山環境が広がっているが、地区のほとんどは森林で占められている。
- 本地区北部の掃部岳（かもんだけ）には原生林が残り、特定植物群落（原生林もしくはそれに近い自然林）に選定されている。掃部岳は「掃部岳鳥獣保護区」として指定されており、その一部には特別保護地区が設けられている。

(2) 施策の方針

① 循環を基調とした農業の促進

- 良質な堆きゅう肥の生産技術の向上を進め、耕種部門への安定供給を図ります。
- 家畜排せつ物などを利用した堆きゅう肥の施用による土づくりを推進します。

② 里地・里山環境の保全

- 農地を中心とした里地・里山環境の保全を行います。

③生活排水対策（三財川の水質保全）

- 農業集落排水の整備地域においては、未接続世帯に対し加入促進を図ります。それ以外の地域については、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 農業用排水路の整備改良により、農業用水の水質保全と農村生活環境の改善を図ります。

④ 野生生物の生育・生息環境の保全

- 野生生物の生育・生息状況を把握するため、関係機関と連携して、情報収集及び調査・整理を推進します。
- 関係機関と連携して、貴重な野生生物の生育地・生息地の保護や生育・生息に適した環境の整備を行います。

⑤ 森林の保全・活用

- 「西都市森林整備計画」などに従った整備・利用を促進します。
- 計画的な造林・間伐などによる適切な森林の管理、伐採跡地への再造林などにより、林業資源の循環利用を促進します。
- 長伐期施業や複層林施業、適切な保安林の指定などにより、健全な水源かん養機能を維持できる森林の整備を図ります。
- 森林が持つレクリエーション機能を守り育てるため、保安林の保全と機能強化を図ります。



石野田白太鼓踊

6 東米良地区

(1) 環境特性

- 本地区のほとんどは森林で占められ、非常に自然が豊かな地区である。
- 地区内には、銀鏡川が貫流しているほか、谷沿いを主に多数の小河川が流れている。
- 県指定天然記念物「縦木尾有楽椿」、「大椎葉有楽椿」、市指定天然記念物「尾八重一本杉」が存在する。
- 「銀鏡（しろみ）のイチイガシ林」が特定植物群落（郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの、ほか）に選定されている。
- 一ツ瀬ダム周辺、銀鏡中学校周辺、樋口山一帯が鳥獣保護区として指定されている。

(2) 施策の方針

① 里地・里山環境の保全

- 農地を中心とした里地・里山環境の保全を行います。

② 野生生物の生育・生息環境の保全

- 野生生物の生育・生息状況を把握するため、関係機関と連携して、情報収集及び調査・整理を推進します。
- 関係機関と連携して、貴重な野生生物の生育地・生息地の保護や生育・生息に適した環境の整備を行います。

③ 森林の保全・活用

- 「西都市森林整備計画」などに従った整備・利用を促進します。
- 計画的な造林・間伐などによる適切な森林の管理、伐採跡地への再造林などにより、林業資源の循環利用を促進します。
- 森林が持つレクリエーション機能を守り育てるため、保安林の保全と機能強化を図ります。
- 水源かん養林の保全や一ツ瀬川の濁水の長期化の抑止を目指し、「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林整備事業」を推進します。



銀鏡神楽（シシトギリ）



銀鏡神楽（西之宮大明神）

第7章 計画の推進に向けて

1 推進方策

1) 組織体制

市は、本計画を組織的かつ実効的に推進するため、庁内組織として「環境調整会議（仮称）」を設置し、各部署が実施する施策の連絡と調整を行うとともに、総合計画などの各種関連計画の策定・改訂時には、本計画との調整を行うものとします。

また、本計画の進行管理を図るため、「環境審議会」を設置し、本市の環境についての現状や、施策の実施状況、本計画に基づく実行計画について審議するものとします。

2) 各主体の役割

本計画を推進するためには、市だけでなく、市民、事業者との協働が必要です。また、各主体が、環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

以下に各主体の役割を示します。

■市の役割

- 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 市は、施策の策定及び実施にあたり、国や県、近隣の自治体と連携を図るよう努めます。

■市民の役割

- 市民は、日常生活において、廃棄物の減量や資源の有効利用などにより、環境への負荷の低減に努めます。
- 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

■事業者の役割

- 事業者は、事業活動に伴って生じる公害を防止し、または自然環境を保全するために必要な措置を講じます。
- 事業者は、事業活動にかかわる製品などが廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じます。また、製品の使用または廃棄による環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源などの環境への負荷の少ない原材料などを利用するよう努めます。
- 事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。

3) 国・県や近隣の自治体との協力

地球環境問題をはじめとする広域的な取り組みが必要とされる施策については、国や県と連携して推進していきます。

また、一ツ瀬川や小丸川など、市域を越えた広域的な環境の保全や、ごみの処理など近隣の自治体と共通する環境課題については、他の自治体と協力して取り組みを推進していきます。

4) 環境情報の整備

環境情報の公表、及び本計画で示した目標の達成度を把握するため、以下の通り環境情報の整備を行います。

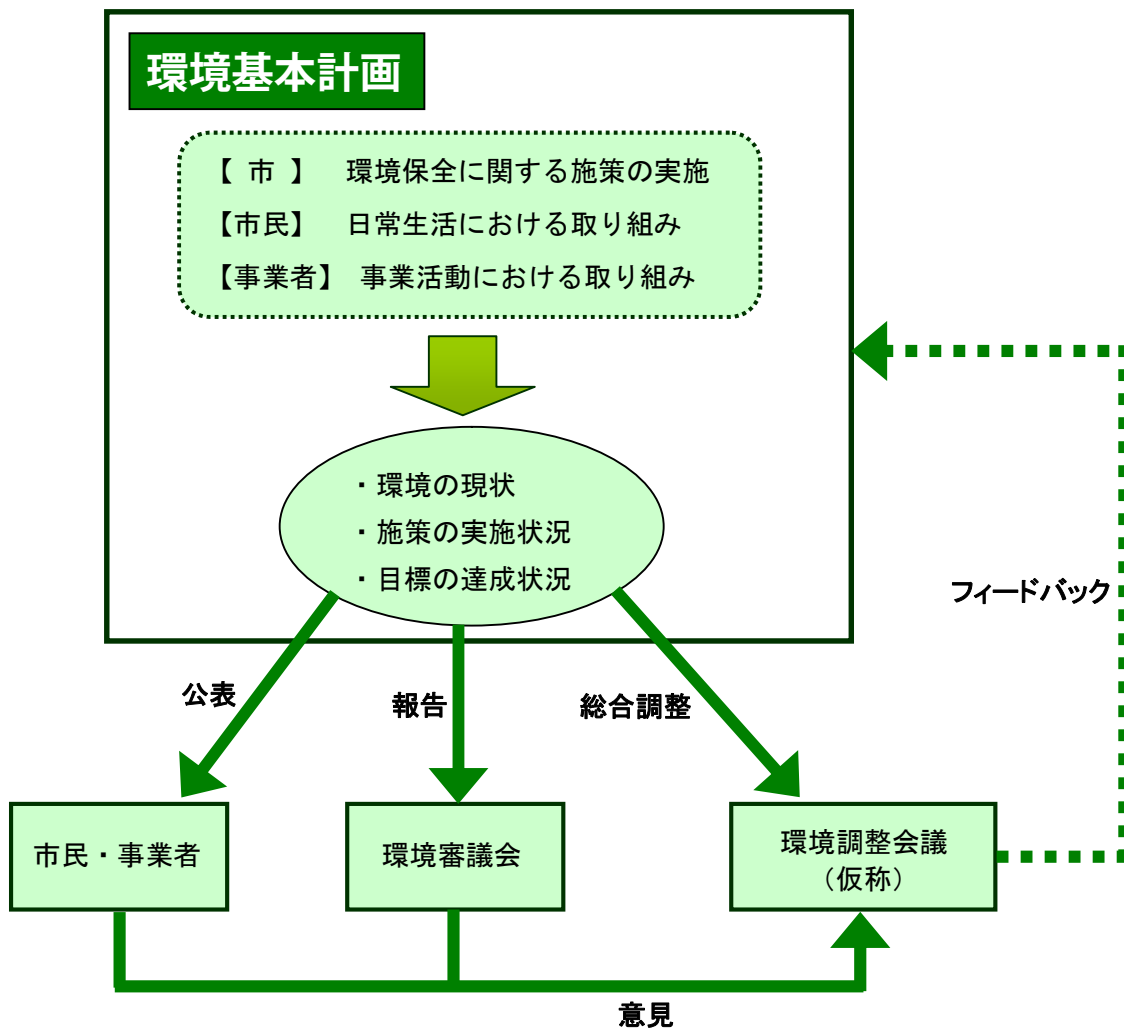
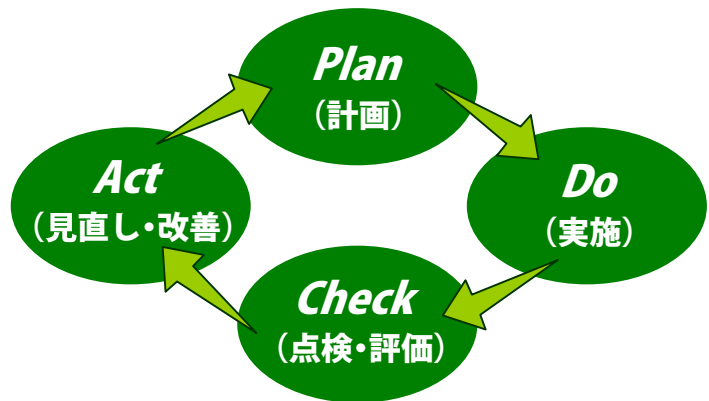
- 県と連携した大気、水質（河川・池沼・地下水）、騒音などの継続調査の実施
- 国・県による調査データや市民参加による調査結果を活用した自然環境の現状把握
- 化学物質などに関する国・県からの情報収集

など

2 進行管理の方法

本計画で掲げた施策を着実に推進し、目標を実現するために、目標の達成度や施策の実施状況を点検・評価し、改善点を施策にフィードバックさせる進行管理が必要です。

本計画は、第四次西都市総合計画の基本計画見直しに伴い、5年後の平成28年度に各環境施策の実施・進捗状況を点検します。



資料編

資料 1 西都市環境基本条例

(平成 14 年 3 月 29 日西都市条例第 2 号)

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第 1 節 施策の基本指針等（第 7 条—第 9 条）
 - 第 2 節 環境の保全のための施策等（第 10 条—第 19 条）
 - 第 3 節 地球環境の保全の推進等（第 20 条）
 - 第 4 節 環境の保全のための施策の推進体制（第 21 条）
- 第 3 章 西都市環境審議会（第 22 条—第 30 条）
- 第 4 章 雑則（第 31 条）

附則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、豊かな自然、古代から受け継がれている文化遺産等の本市の特性を踏まえた基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活

に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人の自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全是、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 地球環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図っていくように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これらに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の減量、資源の有効な利用等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第7条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (5) 歴史的・文化的遺産の保全が図られること。
- (6) 潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、西都市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ西都市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の状況について公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、市民の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、第1項に規定する措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、水と緑に親しむ生活空間、良好な景観、歴史的文化的な環境その他の快適な環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境資源の保全)

第14条 市は、古墳や城跡、伝承地等の歴史的資源、水辺や山林等の自然的資源等の環境資源の適正な保全に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、河川浄化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の規定による環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の規定による環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第3節 地球環境の保全の推進等

第20条 市は、地球環境の保全に資するため、事業者及び市民それぞれの役割に応じた地球環境の保全に関する施策の推進を図るものとする。

2 市は、国及び関係機関と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 環境の保全のための施策の推進体制

第21条 市は、環境の保全のための施策を事業者、市民及び民間団体と連携して推進するための体制を整備するものとする。

第3章 西都市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、西都市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第24条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任命され、又は委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 27 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(資料提出の要求等)

第 29 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雑 則

(委任)

第 31 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(西都市環境保全条例の一部改正)

2 西都市環境保全条例（平成 7 年西都市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 環境保全審議会（第 63 条 | 第 71 条）」を「第 5 章 削除」に改める。

第 1 条中「除くほか」の下に「、西都市環境基本条例（平成 14 年条例第 2 号。以下「環境基本条例」という。）の理念にのっとり」を加え、「その施策の総合的推進を図り、もって」を削る。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 公害 環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。

第 3 条中「保全に関する総合的施策を策定し、これを実施しなければ」を「保全に努めなければ」に改める。

第 4 条中「回復に必要な施策を講じ、」を「回復によって」に改める。

第 59 条中「西都市環境保全審議会」を「環境基本条例第 22 条に規定する西都市環境審議会」に改める。

第 5 章を次のように改める。

第 5 章 削除

第 63 条から第 71 条まで 削除

資料 2 策定の経緯

年月日	会議など	内容
平成 23 年 8 月～9 月	西都市の環境に関するアンケートの実施	配布数：1,951 通 回答者数：699 通（回収率 35.8 %）
平成 23 年 9 月 16 日	第 1 回策定幹事会	環境基本計画の改訂について 環境の現況と課題 前計画の環境施策について
平成 23 年 11 月 17 日	第 2 回策定幹事会	環境像、環境目標の設定 施策の方向、取り組みの設定 重点的取り組み、地域別環境配慮の設定
平成 23 年 12 月 22 日	第 1 回策定委員会	環境基本計画素案の検討
平成 24 年 2 月 1 日～ 平成 24 年 2 月 29 日	パブリックコメント	市ホームページ、市情報コーナー及び 各支所で実施
平成 24 年 3 月 6 日	第 1 回環境審議会	環境基本計画（案）の審議

資料 3 策定会議委員名簿

◆環境審議会名簿

区分	所属	役職	氏名
学識経験者	植物研究家	委員	滝 一郎
	西都原古墳研究所長	委員	旭吉 法耿
団体の代表者	西都市区長連絡協議会長	委員	金丸 實昭
	西都市西児湯医師会長	委員	兒玉 健二
	西都市教育委員長	委員	橋口 玄郎
	西都農業協同組合代表理事	委員	壹岐 定憲
	西都商工会議所会頭 西都地区建設業協会会長	委員（会長）	仁科 俊一郎
	西都市地域婦人連絡協議会長	委員	浜砂 澄子
	西都青年会議所理事長	委員	塚本 正貴
	一ツ瀬川漁業協同組合長	委員	田中 寛
	西都はにわ生活学校委員長	委員	安芸 サチ子
関係行政機関	高鍋保健所長	委員	重黒木 真由美
	西都土木事務所長	委員	永田 宣行
	児湯農林振興局長	委員	米良 弥

◆策定委員会名簿

課名など	役職
委員長	副市長
副委員長	教育長
総務課	課長
財政課	課長
総合政策課	課長
市民協働推進課	課長
商工観光課	課長
まちづくり推進室	室長
建設課	課長
建築住宅課	課長
農林振興課	課長
健康管理課	課長
福祉事務所	所長
上下水道課	課長
教育総務課	課長
学校教育課	課長
社会教育課	課長
農業委員会	事務局長

(名簿順)

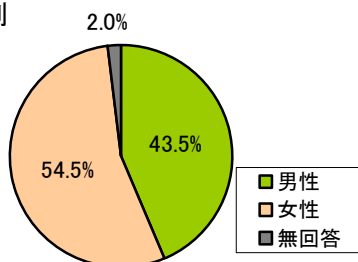
事務局：生活環境課

資料 4 市民アンケート

配布数：1,951 通 回答者数：699 名（回収率 35.8%）

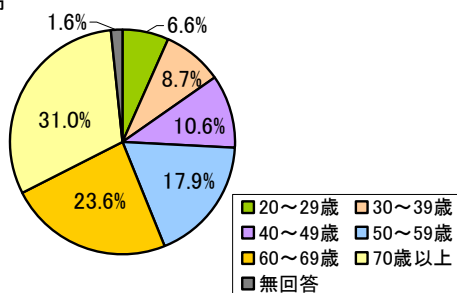
I. 個人属性

問 1 性別



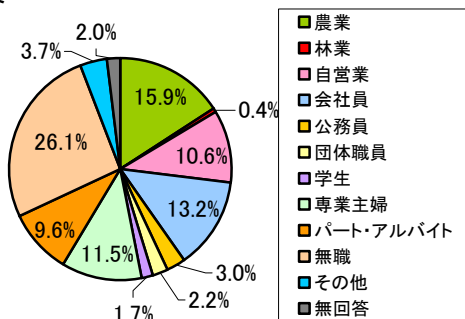
・女性の割合がやや高くなっている

問 2 年齢



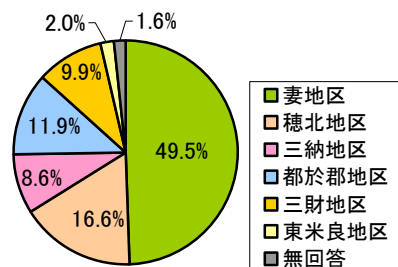
・60歳以上の割合が50%以上を占め、若い世代になるほど割合が低くなっている。

問 3 職業



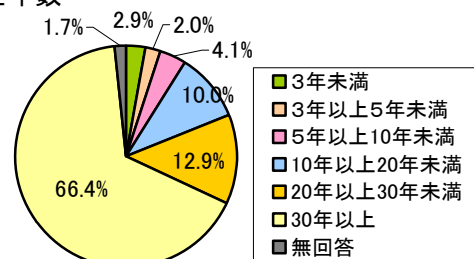
・無職の割合が約 25%と最も高く、農業、会社員・専業主婦、自営業、パート・アルバイトの順で続いている。

問 4 住まい



・妻地区が約 50%を占め、穂北地区、都於郡地区の順で続いている。東米良地区は 2.0%（14 人）と少なくなっている。

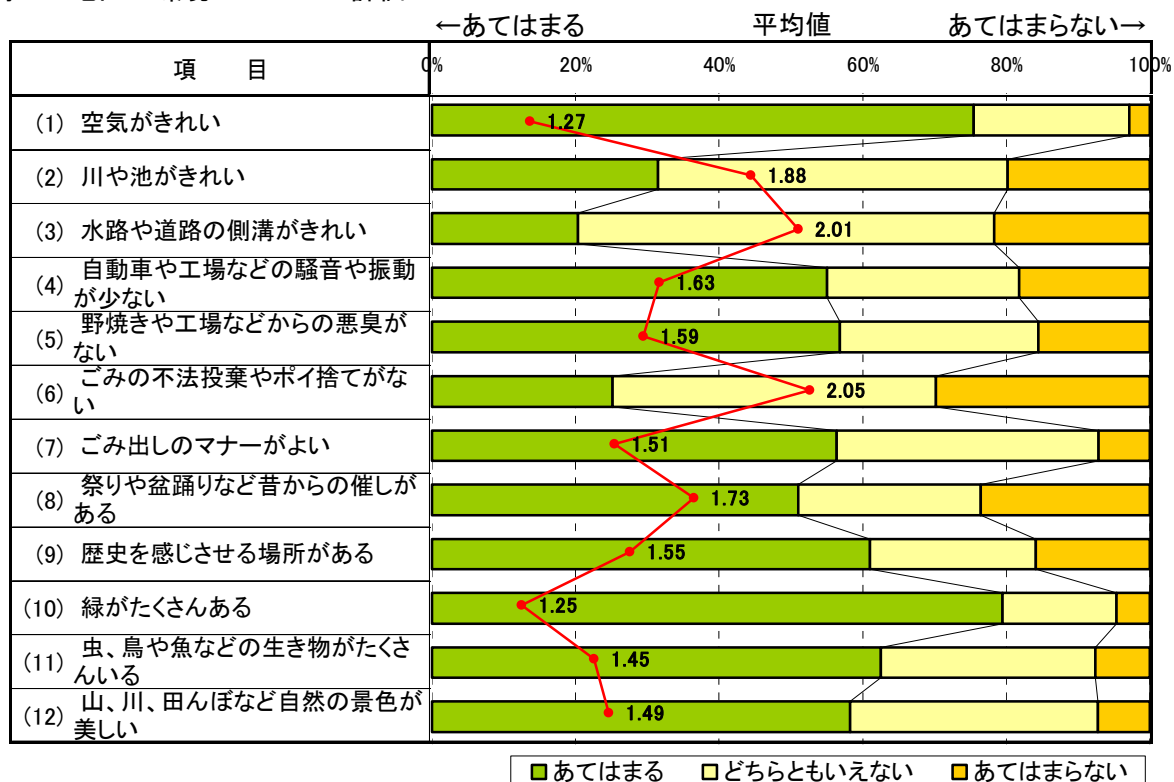
問 5 居住年数



・30年以上住み続けている方がおよそ3分の2と多数を占め、10年未満の割合は合わせて10%未満となっている。

Ⅱ. 西都市や地区の環境について

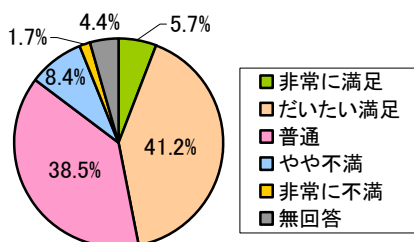
問6 地区の環境についての評価



※数字は 1：あてはまる、2：どちらともいえない、3：あてはまらないとした平均値

- ・ 「(1) 空気がきれい」と「(10) 緑がたくさんある」について、あてはまると回答した方が 80%近くと多くなっており、平均値で見ても評価が高い。
- ・ あてはまるとの回答が少ない項目は「(3) 水路や道路の側溝がきれい」や「(6) ごみの不法投棄やポイ捨てがない」、「(2) 川や池がきれい」で、これらの項目は平均値で見ても評価が低くなっている。(6) については、あてはまらないとの回答が約 30%で最も多い。
- ・ それ以外の項目については、あてはまるとの回答が 50~60%となっている。
- ・ 前計画と比較すると、今回評価が低い項目について、あてはまると回答された方の割合が、「(2) 川や池がきれい」で 22%から 32%に、「(3) 水路や道路の側溝がきれい」で 17%から 20%に、「(6) ごみの不法投棄やポイ捨てがない」で 12%から 25%にそれぞれ増えており、以前よりも改善されていると感じている様子が読み取れる。

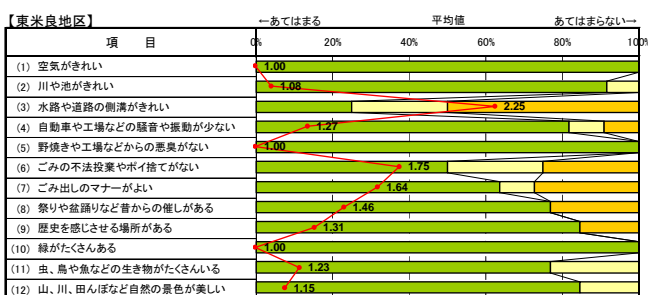
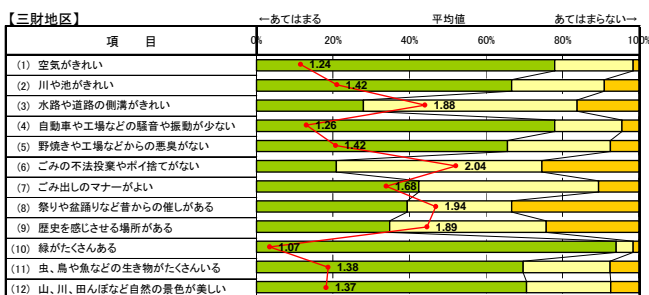
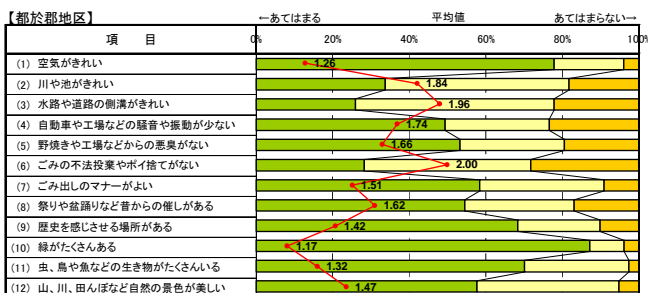
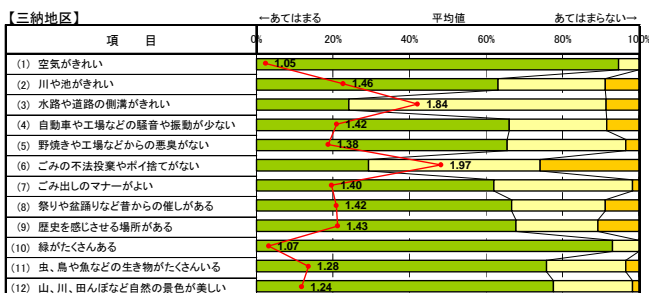
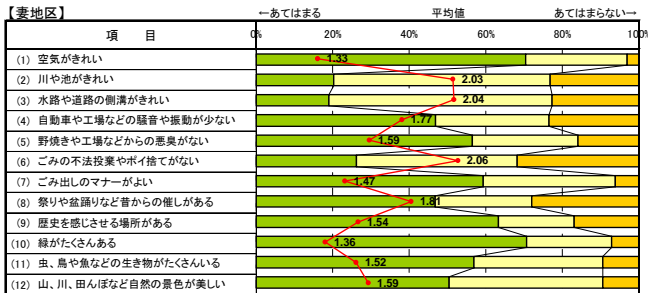
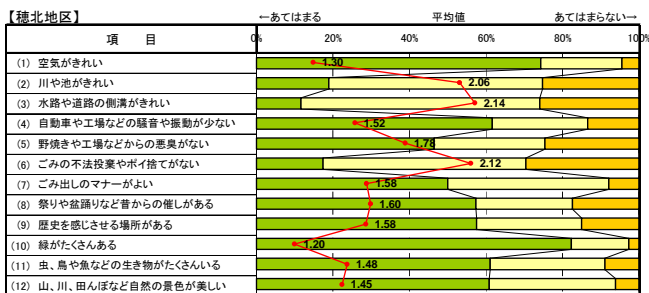
問7 地区の環境についての満足度



- ・ 「だいたい満足」と「普通」の回答が約 40%で多くなった。「不満」「非常に不満」の回答も合わせて約 10%みられた。

◆地区別の特徴

問6 地区の環境についての評価



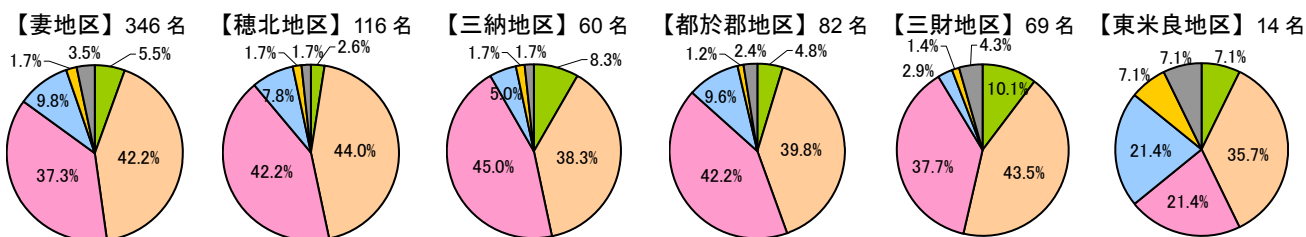
【市全体との比較】

項目	妻	穂北	三納	都於郡	三財	東米良
(1) 空気がきれい	1.33	1.30	1.05	1.26	1.24	1.00
(2) 川や池がきれい	2.03	2.06	1.46	1.84	1.42	1.08
(3) 水路や道路の側溝がきれい	2.04	2.14	1.84	1.96	1.88	2.25
(4) 自動車や工場などの騒音や振動が少ない	1.77	1.52	1.42	1.74	1.26	1.27
(5) 野焼きや工場などからの悪臭がない	1.59	1.78	1.38	1.66	1.42	1.00
(6) ごみの不法投棄やポイ捨てがない	2.06	2.12	1.97	2.00	2.04	1.75
(7) ごみ出しのマナーがよい	1.47	1.58	1.40	1.51	1.68	1.64
(8) 祭りや盆踊りなど昔からの催しがある	1.81	1.60	1.42	1.62	1.94	1.46
(9) 歴史を感じさせる場所がある	1.54	1.58	1.43	1.42	1.89	1.31
(10) 緑がたくさんある	1.36	1.20	1.07	1.17	1.07	1.00
(11) 虫、鳥や魚などの生き物がたくさんいる	1.52	1.48	1.28	1.32	1.38	1.23
(12) 山、川、田んぼなど自然の景色が美しい	1.59	1.45	1.24	1.47	1.37	1.15

全体の平均値と比べて…緑：0.1以上評価が高い、黄：0.1以上評価が低い

- ・市全体での評価が低かった項目のうち、「(3) 水路や道路の側溝がきれい」と「(6) ごみの不法投棄やポイ捨てがない」はどの地区でも評価が低いが、「(2) 川や池がきれい」は三納、三財、東米良では評価が高くなっている。
- ・三納、三財、東米良では他にも市全体と比べて評価が高い項目が多く、「(10) 緑がたくさんある」や「(12) 山、川、田んぼなど自然の景色が美しい」など、自然に関する項目で特に高い傾向がみられる。

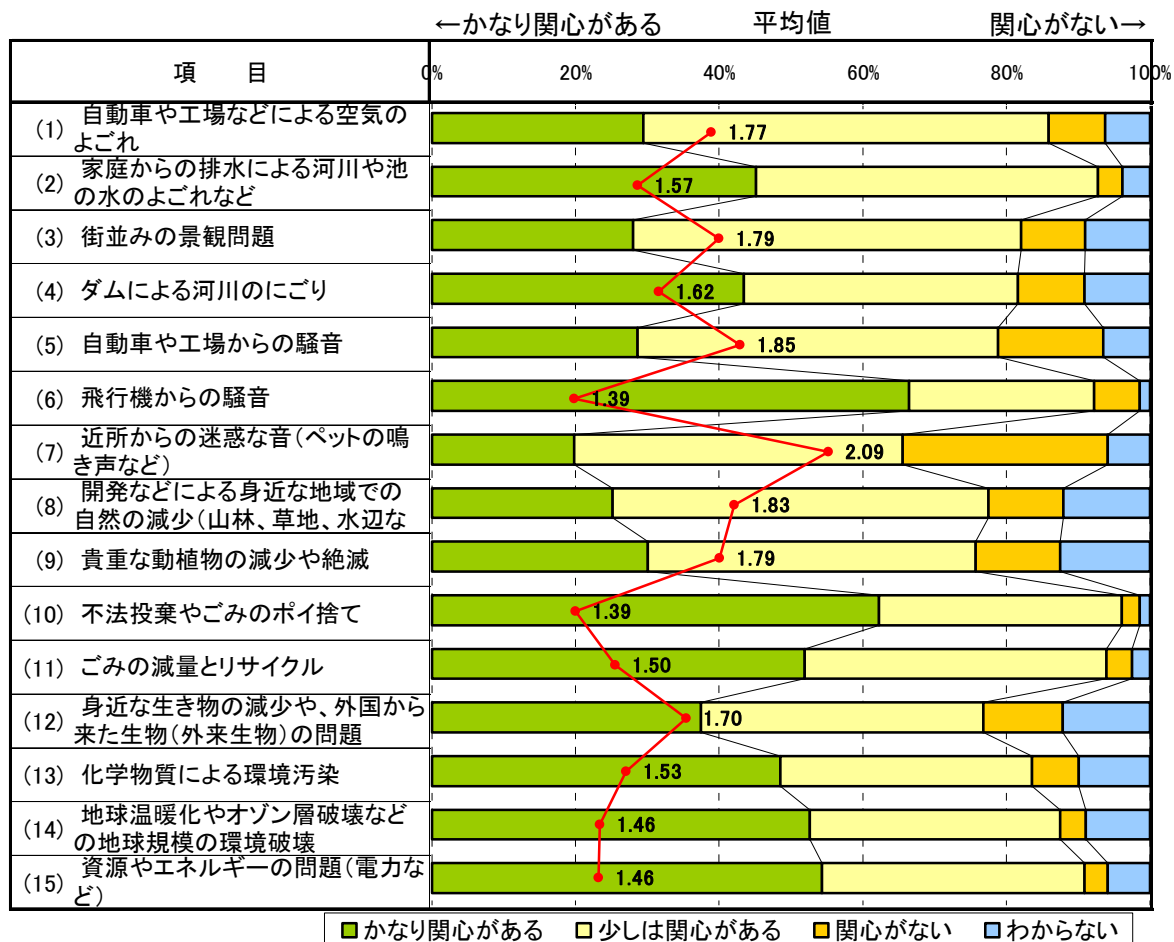
問7 地区の環境についての満足度



- ・三財地区で「非常に満足」「だいたい満足」と答えた方の割合がやや高く、対象人数が少ないものの、東米良地区で「やや不満」「非常に不満」と答えた方の割合が高くなっている。

Ⅲ. 環境問題への関心や取り組みについて

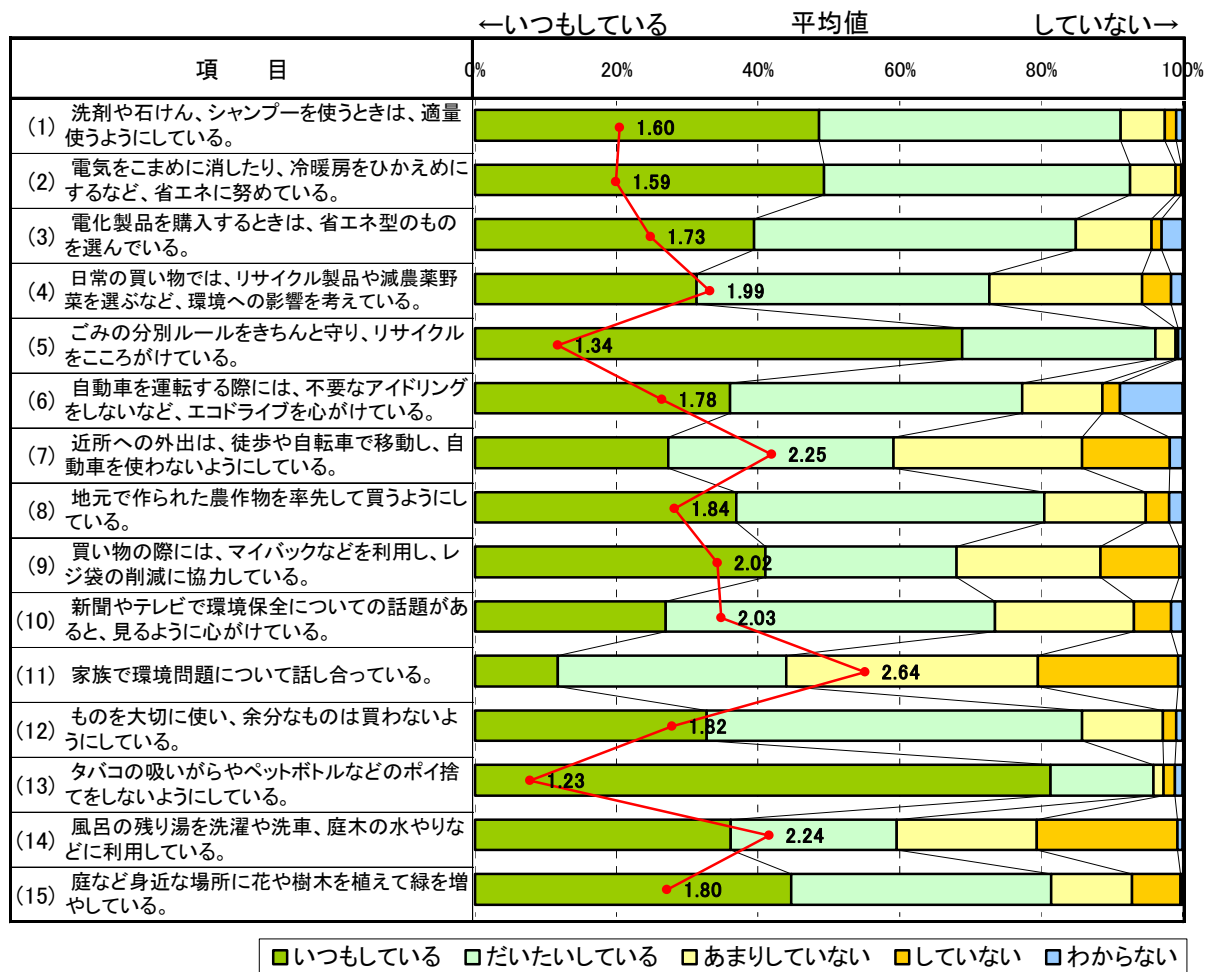
問8 環境問題への関心について



※数字は1：かなり関心がある、2：少しは関心がある、3：関心がないとした平均値（わからないを除く）

- ・ 「(6) 飛行機からの騒音」への関心が最も高く、次いで「(10) 不法投棄やごみのポイ捨て」となっている。他にも「(11) ごみの減量とリサイクル」「(2) 家庭からの排水による河川や池の水のごみなど」など、比較的身近な問題への関心が高い傾向がみられる中で、「(14) 地球温暖化やオゾン層破壊などの地球規模の環境破壊」と「(15) 資源やエネルギーの問題（電力など）」への関心も高くなっている。
- ・ 「かなり関心がある」との回答が最も少ないのは「(7) 近所からの迷惑な音（ペットの鳴き声など）」で、関心がないとの回答が最も多くなっている。
- ・ 前回との比較では、「かなり関心がある」との回答が増えているのは「(7) 近所からの迷惑な音（ペットの鳴き声など）」のみ（16%から20%）で、他の項目は全て数ポイントから10ポイント程度減っている。特に、「(2) 家庭からの排水による河川や池の水のごみなど」は62%から45%、「(10) 不法投棄やごみのポイ捨て」は78%から62%と減少の幅が大きくなっている。

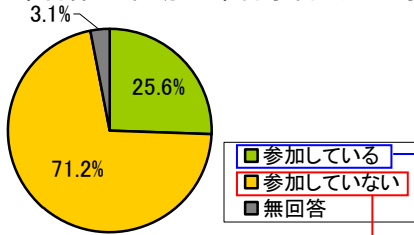
問9 環境配慮行動の実践状況



※数字は 1: いつもしている、2: だいたいしている、3: あまりしていない、4: していないとした平均値 (わからないを除く)

- ・ “いつもしている” または “だいたいしている” と答えた方の割合は、「(5) ごみの分別ルールをきちんと守り、リサイクルをこころがけている」と「(13) タバコの吸いながらやペットボトルなどのポイ捨てをしないようにしている」が 96% で最も高く、「(2) 電気をこまめに消したり、冷暖房をひかえめにするなど、省エネに努めている」や「(1) 洗剤や石けん、シャンプーを使うときは、適量使うようにしている」も 90% 以上と高くなっている。
- ・ 一方で、“あまりしていない” または “していない” と答えた方の割合は、「(11) 家族で環境問題について話し合っている」で 55%、「(14) 風呂の残り湯を洗濯や洗車、庭木の水やりなどに利用している」が 40%、「(7) 近所への外出は、徒歩や自転車で移動し、自動車を使わないようにしている」が 39% と多くなっている。
- ・ 「(6) 自動車を運転する際には、不要なアイドリングをしないなど、エコドライブを心がけている」は“わからない”と回答された方が 9% と他の項目と比べて多く、無回答の方もほぼ同数いることから、「アイドリングストップ」や「エコドライブ」の認知度が低いことが伺える。
- ・ 前計画との比較では数ポイント以内の増減となっており、概ね同じ傾向となっている。

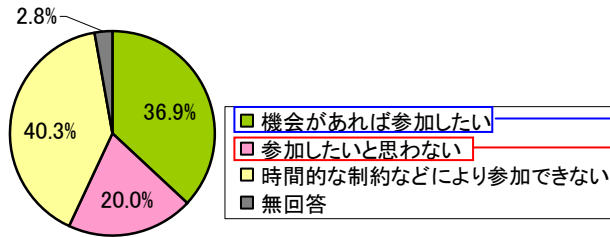
問 1 0 環境保全活動や環境学習会への参加



・参加していない方の割合が7割以上で、参加している方は約4人に1人となっている。

問 1 1 今後の参加について

該当者：498名



・現在は参加していない方の4割近くが、今後機会があれば参加してみたいと考えている。
・参加したいと思わない人は約2割となっている。

問 1 2 環境保全活動や環境学習会の内容

該当者：362名

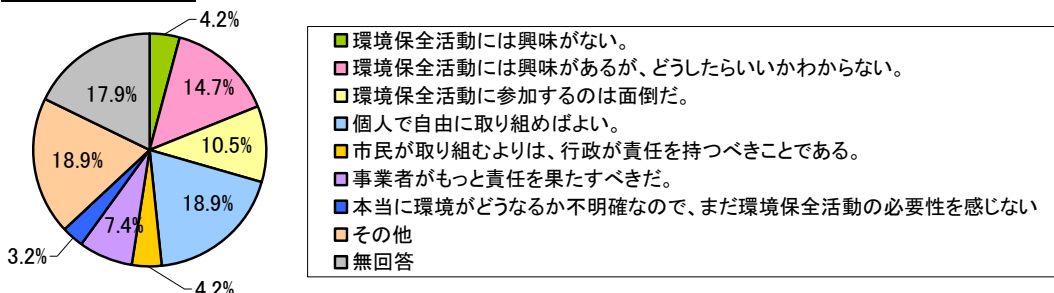
選択肢	件数	割合
1. 地域のリサイクル活動	147	40.6%
2. 地域のクリーン活動(美化活動)	217	59.9%
3. 地域の花いっぱい活動(緑化運動)	157	43.4%
4. 環境保全を目的とした金銭等の寄付や、署名活動	43	11.9%
5. 環境保全団体への参加	19	5.2%
6. 環境保全に関するセミナーや講演会への出席	55	15.2%
7. 宮崎県や西都市が実施する環境保全施策への参加、協力	72	19.9%
8. その他	10	2.8%
無回答	23	6.4%
計	743	

複数回答

・「地域のクリーン活動(美化活動)」が約60%で最も多く、「地域の花いっぱい活動(緑化活動)」「地域のリサイクル活動」も多くなっている。

問 1 3 参加したくない理由

該当者：99名



・「個人で自由に取り組みばよい」との回答が最も多く、「興味はあるがどうしたらいいかわからない」「参加するのは面倒だ」との回答も比較的多くなっているが、全体的には意見が割れている。

IV. 市の環境保全施策について

問 1 4 市が力を入れて取り組むべき施策

選択肢		件数	0%	10%	20%	30%	40%	
生活	大気、水質、騒音などの公害防止対策	182						26.0%
	公共下水道や合併処理浄化槽の整備などの生活排水対策	145						20.7%
	ごみのポイ捨てや犬のフンの放置、野焼きなどに対する指導	221						31.6%
	ごみの減量やリサイクルの推進	182						26.0%
	市街地の公園や緑地などにある緑の保全や創出	75						10.7%
	美しい街並み景観の創出	104						14.9%
	獣害対策	152						21.7%
自然	野生の動植物の保護、保全	78						11.2%
	農地の保全	144						20.6%
	土木工事や開発行為などによる環境への配慮	82						11.7%
	自然とふれ合う場の整備	151						21.6%
	河川や池の保全	157						22.5%
文化	史跡や歴史的・文化的な遺産などの保存	130						18.6%
	祭礼など、伝統文化の継承	114						16.3%
地球	省エネルギーの推進や新エネルギー導入などの地球温暖化対策	183						26.2%
	マイカー利用を抑制するためのバスによる公共交通の整備	86						12.3%
	輸送に使われるエネルギーを抑制するための地産地消の啓発、推進	69						9.9%
学習	環境学習の推進	60						8.6%
	環境に関するボランティア団体の育成と支援	70						10.0%
	環境に関する情報の提供	82						11.7%
その他	7						1.0%	
無回答	29						4.1%	
計	2,503							

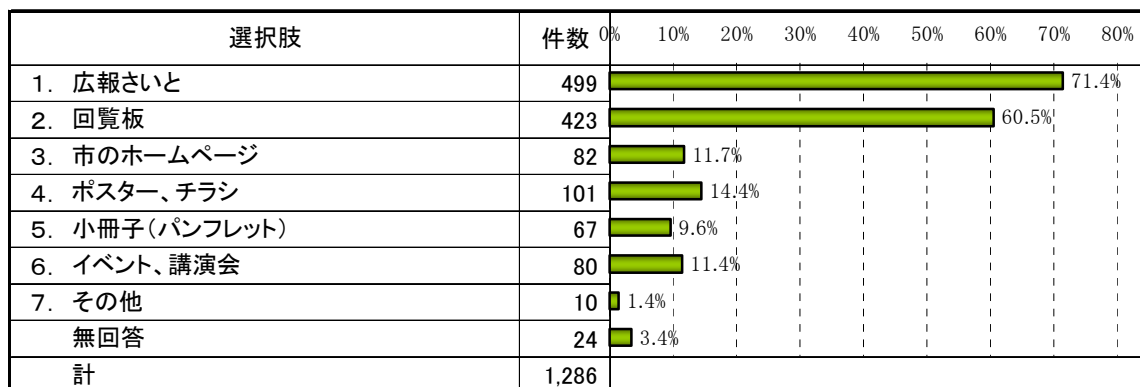
3つまで回答

「ごみのポイ捨てや犬のフンの放置、野焼きなどに対する指導」の回答が3割強で最も多く、次いで「省エネルギーの推進や新エネルギー導入などの地球温暖化対策」、「ごみの減量やリサイクルの推進」、「大気、水質、騒音などの公害防止対策」が多くなっている。

- ・ 回答が少なかった選択肢としては、「環境学習の推進」、「地産地消の啓発、推進」、「環境に関するボランティア団体の育成と支援」などがあり、学習に関する項目が相対的に低くなっている。ただし、最も少ない回答でも10%程度の方が選ばれており、全体としては意見がばらついている。

V. 環境に関する情報の収集手段について

問 15 市からの情報提供手段



- ・「広報さいと」と「回覧板」がそれぞれ70%強、60%強を占めて突出しており、他の回答は10%前後となっている。

◆自由意見

記述者数：207名

意見の内容	件数
大気、水質、騒音などの公害防止策	15
公共下水道や合併処理浄化槽の整備などの生活排水対策	7
ごみのポイ捨てや犬のフンの放置、野焼きなどに対する指導	50
ごみの減量やリサイクルの推進	13
市街地の公園や緑地などにある緑の保全や創出	6
美しい街並み景観の創出	23
獣害対策	5
野生の動植物の保護、保全	2
農地の保全	5
自然とふれ合う場の整備	4
河川や池の保全	19
史跡や歴史的・文化的な遺産などの保存	3
省エネルギーの推進や新エネルギー導入などの地球温暖化対策	3
マイカー利用を抑制するためのバスによる公共交通の整備	3
環境学習の推進	11
環境に関するボランティア団体の育成と支援	14
環境に関する情報の提供	6
その他（環境について）	11
その他（アンケートについて）	5
その他（役所に対する要望等）	17
その他（まちづくりの道路・防犯・防災・活性化等に関すること）	37
その他（個人的なこと）	15

- ・ 意見の内容を元に、上記のように分類した。
- ・ 環境に関する意見で最も多かったのは、「ごみのポイ捨てや犬のフンの放置、野焼きなどに対する指導」に関するもので49件、次いで「美しい街並み景観の創出」に関するものが23件、「河川や池の保全」に関するものが19件などとなっている。
- ・ 環境に直接関係しないものの、道路や防犯、防災、市の活性化など「その他まちづくり」に関する意見が37件と多く見られた。

資料 5 用語解説

=アルファベット=

- ・ BOD (Biochemical oxygen demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機物（汚濁物質）を、微生物が酸化分解するために必要とする酸素の量のことで、河川の汚濁の指標として用いられる。一般に、値が大きいほど汚濁の程度が高いとされる。

- ・ ESCO 事業 (Energy Service Company)

ビルや工場の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業のこと。それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現でき、得られる省エネルギー効果が保証される。また、省エネルギー改修に必要な経費の全て（投資、ESCO 事業者への報酬など）が、省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入する企業にとっては新たな経済的負担が発生しない。

- ・ P D C A サイクル (Plan-Do-Check-Act)

生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。1) 業務の計画 (Plan) を立て、2) 計画に基づいて業務を実行 (Do) し、3) 実行した業務を評価 (Check) し、4) 改善 (Act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

=ア行=

- ・ アイドリングストップ

駐車時や停車時に、不必要なエンジンの使用をストップすること。一般に、10 分間のアイドリングで約 130 cc のガソリンを消費するとされる（ギアをニュートラルでエアコン未使用時）。アイドリングストップには、大気汚染や騒音防止、二酸化炭素の排出抑制などの効果があるほか、ガソリン代の節約にもつながる。

- ・ 一般廃棄物

日常生活に伴って発生するし尿や一般家庭からのごみのこと。処理責任は市町村にあり、事業活動によって発生するごみ（産業廃棄物）とは区別される。

- ・ 温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするものの総称。平成 10 年（1998 年）に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、人為的な排出による

温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）のほか、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ素化硫黄（SF₆）の6種が定められている。

＝力行＝

・改正 JAS 法

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS 法）のこと。平成 11 年（1999 年）に改正され、翌年に施行された。この改正により、有機食品の検査認証制度が創設され、検査認証を受けたもののみ「有機」と表示できることとなった。

・外来種

国内・国外に関わらず、その生態系に本来は生息せず、人為的に移動させられた種のこと。主に外国から持ち込まれた種を指すことが多い。外来種が生態系に与える影響として、在来種の圧迫や、近縁の在来種や地域固有の個体群との交雑による遺伝的汚染などがある。

（※特定外来生物、要注外来生物の項も参照）

・合併処理浄化槽

し尿及び台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と比べ、河川水質へ与える影響が少ない。

・環境ホルモン

内分泌かく乱化学物質のこと。環境中から体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す（かく乱する）作用を持っている化学物質の総称で、メダカを用いた試験によって、環境中の濃度で内分泌かく乱作用を有することが推察された物質が見ついている。

・グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。平成 12 年（2000 年）に制定されたグリーン購入法では、国などの公的機関に環境負荷の少ない商品を調達することが義務付けられ、地方公共団体にも努力義務が課されている。

・グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。滞在の間は、日帰りから短期・長期の宿泊・滞在まで様々である。

・ 経営耕地面積

土地台帳上の地目や面積に関係なく、農家が実際に耕作している農地の面積で、自作地と借入耕地を合わせたものをいう。

・ こどもエコクラブ

次代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に、主体的に地球環境・地域環境に関する学習や活動を展開できるよう支援するため、平成7年（1995年）に環境庁（現・環境省）が主体となり、小・中学生を対象に開始した事業。

＝サ行＝

・ 在来種

動植物のうち、その地域に従来から生息・生育している種。外来種の対語となる。

・ 里地・里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。集落をとりまく二次林と、混在する農地、ため池、草原などで構成される。主に二次林を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼ぶ。里地・里山は、多様な生物の生息環境や、地域特有の景観や伝統文化の基盤として重要な地域であるが、生活スタイルの変化や過疎化、高齢化などによって人為的な働きかけが減少したため、各地で荒廃が進行している。

・ 産業廃棄物

昭和45年（1970年）制定の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により定められた、事業活動に伴って生じる特定の廃棄物。家庭から生じる一般廃棄物と異なり、多量に発生することや有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有する。平成23年（2011年）現在、20種類の産業廃棄物が定められている。

・ 指定副産物

原料として再利用を行うべき副産物のこと。工場や工事現場などで発生する石炭灰、土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材が該当する。

・ 消化ガス

下水汚泥を濃縮・発酵させることにより発生するガスのこと。

・水源かん養機能

森林の土壌が、雨水を地表や地中へ一時的に蓄えて河川流量を調節したり、地下に浸透する際に浄化したりする機能のこと。蓄えた水が湧水として徐々に放出されることで、雨が降らなくても一定の河川流量が確保される。また、森林の蒸発散作用によって、雨量自体が安定する効果もある。

・水土保全林

水源かん養機能または山地災害防止機能を重視する森林のこと。機能を維持・増進するため、立木の材積の増加と維持を基本として、伐期の長期化や伐採面積の縮小などが図られる。

・生活排水

台所、洗濯、風呂などからの排水（生活雑排水）とし尿を合わせた、日常生活に伴って排出される排水のこと。

・生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味する。多様性には3つのレベルがあり、様々なタイプの自然があることを表す「生態系の多様性」、様々な種類の生物が存在することを表す「種の多様性」、同じ種でも遺伝子の違いによって形や生態などに個性があることを表す「遺伝子の多様性」がある。一般に、生態系は多様な生物が生息するほど健全で安定している。平成22年（2010年）には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性の損失に歯止めをかけるための戦略計画として「愛知ターゲット」が、遺伝資源の採取・利用や利益の公正な配分に関する取り決めとして「名古屋議定書」が、それぞれ採択された。

・ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない（ゼロとする）資源循環型の社会システムのこと。

＝タ行＝

・多自然型護岸整備

治水上の安全性を確保しつつ、生物の生息・生育環境をできるだけ改変しないようにする生態系に配慮した護岸整備のこと。

・地球温暖化

地球の気温は、数万年～数十万年の周期で寒冷な氷河期と温暖な間氷期を繰り返しているが、

ここでいう地球温暖化は、19世紀以降の人為的な温室効果ガスの排出増加によるものを指す。大気中の温室効果ガスの濃度を下げるとの有効な手立てを行わない場合、21世紀末の地球の平均気温は2～6℃程度上昇すると予測されている。

・低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない社会のこと。温室効果ガスの大部分を占めるCO₂の排出を抑えることは世界的な課題となっており、省エネルギーの徹底や、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換などが求められている。

・デポジット制度

製品の価格に一定の金額を「デポジット（預託金）」として上乗せして販売し、製品や容器が使用后に返却された際に預託金を払い戻すことで、製品や容器の回収を促進する制度。

・特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、平成16年（2004年）制定の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入などといった取り扱いを規制し、防除なども行うこととしている。これまでに、平成17年（2005年）の第一次指定から、平成22年（2010年）の第六次指定までで、動植物を合わせて97種が指定されている。

・特定植物群落

重要な植物群落について、環境省が植生の重要性の基準を8分類に分けて設定し、選定したものの。

＝ハ行＝

・バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。バイオマスの種類は多岐にわたり、廃棄物系のもの（家畜排泄物、食品廃棄物）、未利用のもの（稲わら、間伐材など）、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される菜の花やとうもろこしなど）がある。

・ビオトープ

ドイツ語の生物（Bio）と場所（Tope）を組み合わせた言葉で、野生生物の生息空間を意味する。

本計画の中では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものと位置づけている。

＝マ行＝

・ マニフェスト制度

廃棄物処理業者に処理を委託する際、廃棄物の流れを目録（マニフェスト）を用いて確認し、不適正処理や不法投棄を防止する制度。

＝ヤ行＝

・ 要注意外来生物

生態系への被害が懸念されるものの、情報が不足しているなどの理由で特定外来生物に指定されておらず、今後の指定が検討されている生物種。特定外来生物とは異なり、飼養や栽培などは禁止されていない。しかし、中には指定した場合に大量に遺棄されるおそれがあるために指定できない種や、すでに駆除が不可能なほど定着してしまっている種も含まれており、決して特定外来生物と比べて生態系への影響が少ないというわけではない。

＝ラ行＝

・ リターナブルびん

牛乳びんやビールびんなど、繰り返し使用されるガラスびんのこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料などのメーカーで洗浄され、中身を詰めて再び商品として販売される。これに対し、一度だけ使われるびんをワンウェイびんといい、リサイクルするためには、色別に回収して細かく砕き、新しいびんを作る原料として利用することになる。

・ 緑地環境保全地域

昭和 48 年（1973 年）に制定された「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、都市周辺における自然環境の保護と創出を図るために必要な、良好な自然環境を形成している地域を指定したもの。

・ レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した本のこと。昭和 41 年（1966 年）に、国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行した際に、最も危機的なランクに選ばれた生物の解説が赤い表紙だったため、レッドデータブックと呼ばれる。日本では、平成 3 年（1991 年）に環境庁（現・環境省）が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を作成し、平成

12年（2000年）からは改訂版が順次発行されている。宮崎県でも、平成12年に「宮崎県版レッドデータブック」を発刊した後、平成20年（2008年）にレッドリストの改訂を行い、平成23年（2011年）には「改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010年度版」を発刊している。

西都市環境基本計画

環境共生都市 西都
～歴史ある水とみどりのまち～

発行 宮崎県西都市
〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地
TEL：0983（43）3485

編集 西都市役所生活環境課

発行日 平成24年3月